

北谷町地域福祉計画・北谷町地域福祉活動計画

令和4年3月

はじめに



近年は、高齢化や単身世帯の増加、社会的孤立などの影響により、町民が暮らしていくうえで様々な分野の課題が絡みあい、個人や世帯においても複数の分野にまたがる課題を抱えるなど複雑化・複合化しています。また、地域・家庭・職場などの生活の様々な場において暮らしにおける人と人のつながりが希薄化し、生活に困難を抱えながらも誰にも相談できない、または適切な支援に結びつきにくいなど、課題が深刻化していくこともあります。これらの様々な課題については、介護保険制度、障害者支援制度、子ども・子育て支援制度、困窮者支援制度等の現行の仕組みでは解決が難しく、制度の狭間にある町民のニーズに対応できる仕組みの創設と、多様な生活課題があるなかで孤立を防ぎ、地域住民がつながりあい、支えあいながら、住み慣れた地域で暮らしていけるよう「地域共生社会」の実現に向けた体制整備に取り組むことが重要となってきます。

そのような状況の中、本町の福祉分野で初めての総合的な計画となる「地域福祉計画」と社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」を一体的に策定いたしました。町が取り組むこと、社会福祉協議会が取り組むこと、地域及び地域関係団体等に期待すること、町民に期待することを示すことができたことで、今後多くの町民の皆様が、地域福祉を推進するための理念や目標を共有し、積極的に参画していただけることを切に願うとともに、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

また本計画では

～きかけあい つながりあい ささえあい 「あい」を紡ぐまち ちゃたん～

を、基本理念に掲げました。笑いあい 声をかけあい 助けあい等、一人ひとりが、たくさんの「あい」を紡いでいくことで、人と人、地域、学校、職場等多くのつながりが生まれ、その先にある地域共生社会の実現を目指していけたらと思います。

最後に、本計画の策定にご協力いただきました北谷町地域福祉計画審議会の委員の皆様をはじめ、関係機関の方々、そしてアンケート調査等にご協力いただきました多くの町民の皆様に、心からお礼を申し上げます。

令和4年3月

北谷町長 渡久地 政志

北谷町地域福祉活動計画策定にあたり



地域福祉は、誰もが安心して暮らせる地域づくりのために、一人ひとりの尊厳を守り、主体性と共同性を大切に、町民、関係機関・団体、行政などの連携・協力によって地域の課題を解決していこうとする取り組みです。北谷町では、町民や専門職や関係団体との連携による地域福祉推進の取り組みの蓄積があり、さまざまな分野から地域で活躍している多くの町民がいます。その一方で、社会の変化から、人と人とのつながりが希薄化し、地域の中には「社会的孤立」の状態に置かれている人が見られるようになってきています。

そのような状況の中、年齢や障がいの有無等に関係なく、全ての人々が何らかの役割を持ち、地域社会と関わりながら生活していける社会、「地域共生社会」の実現に向けた様々な取り組みが進められています。「地域共生社会」は地域住民が世代や背景を超えてつながり、相互に役割を持ち「支え手」「受け手」という関係を超えて支え合う社会です。

この取り組みは、長年にわたり、「誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり」の実現をめざして住民の皆様と共に積み重ねてきた社会福祉協議会の福祉実践と連なるものです。計画の策定にあたりましては、町民の皆様の貴重なご意見をもとに、福祉の両輪である北谷町と共に同じ方向を目指し、連携、補完、補強し合いながら地域福祉を発展させるよう一体的に取り組み、理念・方向性を整理し、北谷町と社会福祉協議会による1冊の計画といたしました。

町民の皆様におかれましては、本計画をお読みいただき計画の推進に様々な形でご参加いただき、計画の理念である「きかけあい つながりあい ささえあい 『あい』を紡ぐまち ちやたん」が実現されることを期待しております。社会福祉協議会といたしましても、町民の皆様と共に、本計画を推進し、地域共生社会の実現に向けて一層努力してまいります。結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました北谷町地域福祉計画及び北谷町地域福祉活動計画策定委員、審議委員の皆様、関係者の皆様に心より感謝申し上げます。

令和4年3月

北谷町社会福祉協議会
会長 金城 宏徳

目 次

第1章 計画策定の概要

1. 計画策定の背景と趣旨	1
2. 地域福祉の主体である「住民」について	3
3. 地域福祉推進に向けた役割と視点 ～4つの「助」自助、互助、共助、公助について～	4
4. 地域福祉計画と町その他計画との関係	6
5. 町社会福祉協議会の地域福祉活動計画と「一体的」に策定	7
6. 国の法制度や指針・通知、県計画について	8
7. 計画の期間	9

第2章 北谷町の地域の状況

1. 人口・世帯及び地域状況	11
2. 北谷町の地域福祉に関連する現状と課題	30

第3章 地域福祉計画の基本的な方向性

1. 計画の基本理念	33
2. 計画の基本目標	34
3. 施策の体系	35
4. 重点施策	37
5. 計画の成果指標	39
6. 地域の範囲	40

第4章 今後の施策

基本目標1 地域参加がしやすい仕組みづくり	43
基本目標2 共に生きるための仕組みづくり	48
基本目標3 ささえるための仕組みづくり	53
基本目標4 安全安心に過ごすための仕組みづくり	59

第5章 成年後見制度利用促進計画

1. 成年後見制度について	63
2. 計画の位置づけ	63
3. 市町村計画に盛り込む内容	65
4. 町の現状と課題	65
5. 成年後見制度利用促進の具体的内容	66

第6章 計画推進のために

1. 包括的・重層的支援体制構築のために	71
----------------------	----

2. 町と社会福祉協議会との緊密な連携	71
3. 計画の普及・啓発	71
4. 新型コロナウイルス等の感染症対策について	72
5. 計画の進行管理	72

【資料編】

資料1 北谷町の地域福祉に関する現況	73
資料2 北谷町地域福祉推進計画基礎調査業務報告書より	78
資料3 「北谷町の未来を考えるまちづくりアンケート調査」結果より	81
資料4 用語の解説	82
資料5 北谷町地域福祉計画審議会規則	86
資料6 北谷町地域福祉計画・地域福祉活動計画審議会委員名簿	88
資料7 北谷町地域福祉計画策定委員会設置要綱	89
資料8 北谷町地域福祉計画策定委員会委員名簿	91
資料9 諮問書	92
資料10 答申書	93
資料11 北谷町地域福祉計画・北谷町地域福祉活動計画策定経過	94

第1章 計画策定の概要

1. 計画策定の背景と趣旨

現代の地域社会では、かつてのような近所づきあいや地域のつながりが希薄化している中で、世帯構成や生活様式の変化などを背景として「社会的孤立」が大きな課題となっています。また、地域社会には、性別(ジェンダー)や年齢、職歴、人種、国籍、働き方、ライフスタイルなど、さまざまな属性を持った人々が生活しており、多様性(ダイバーシティ)のある地域の中で、お互いを理解し、認めあいながら暮らしていくことが必要ですが、マイノリティ(少数派)に当たる方々は孤立しがちであることが多くなっています。

地域のつながりの薄さからくる“孤立”した状況は、高齢者等の孤独死、貧困の拡大、虐待などの大きな問題につながるケースもあります。さらに生活困窮者やひきこもり、ヤングケアラー、育児と介護のダブルケア、8050問題など社会的に孤立し、必要な支援につながりにくい方も顕在化してきています。これからは、法制度や行政サービスはもとより、地域のつながりによる支えあい・助けあいながら暮らしていく「我が事・丸ごと」の「地域共生社会の実現」が求められています。

地域福祉は、行政による「安心して暮らすための基盤整備推進」以上に、住民の「つながり」に対する「関心」、「意識」、「行動」が重要です。地域で安心して暮らすためには「つながり」が大切であることを周知し、住民一人ひとりが「地域の福祉力」となり、地域の課題を地域で解決していくことを目標に、その仕組みづくりに取り組む必要があります。

また、一人ひとりの困り事や困難事例に目を向けると、課題は世帯の中で複雑に絡みあっている場合が多く、複雑化・複合化した地域生活課題は、縦割りの支援ではなく、様々な部署や関係機関、地域が分野を超え、また属性を超えて横断的・包括的に関わりあいながら対応することが必要となっています。(包括的支援、重層的支援)

本町では、個別の困りごとについては、町社会福祉協議会や多機関とともに、相談から支援につながるための取り組みを行っております。また、高齢者福祉分野では11行政区毎に異なる多様な生活課題や地域の目標を町民、地域団体、町が共有しその行政区に合った効果的な解決の仕組みづくりのため「地域プラン」を策定し推進してきました。今後は、現在までの取り組み状況を踏まえながら、分野や属性にとらわれない地域づくりを推進していくため、より一層ネットワークの強化を図りつつ地域福祉の推進に取り組む必要があります。

本計画では、社会的背景や町の地域福祉関連の取り組み状況を踏まえ、またSDGs(持続可能な開発目標)の観点を念頭に置きながら、「社会的孤立の防止と地域共生社会の実現」、「包括的・重層的支援体制づくり」を目指した計画を策定しています。

なお、本計画は町の地域福祉計画とともに北谷町社会福祉協議会の地域福祉活動計画と一体的に策定しており、地域福祉を推進する上での理念や方向性、具体的取り組みを共有し、町と社会福祉協議会、町民が一体となって地域づくりに取り組んでいく計画となっています。

地域共生社会とは

- 制度や分野の「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、お互いに支えたり支えあったりする「共に生きる」地域社会のこと



「我が事・丸ごと」

我が事

他人の困り事も「我が事」として受け止め、地域支えあいに参加すること。

丸ごと

「縦割り」での支援ではなく、分野を超えて世帯を「丸ごと」支援していく、つながりのある体制のこと。



支えたり支えられたりしながら助けあって生きていこう！

地域共生社会の実現！

「地域共生社会」の実現に向けて【概要】

平成 29 年 2 月 7 日 厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定

「地域共生社会」とは

制度・分野ごとの『縦割り』や「支えて」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに作っていく社会

改革の背景と方向性

公的支援の『縦割り』から『丸ごと』への転換

- 個人や世帯の抱える複合的課題などへの包括的な支援
- 人口減少に対応する、分野をまたがる総合的サービス提供の支援

『我が事』・『丸ごと』の地域づくりを育む仕組みへの転換

- 住民の主体的な支えあいを育み、暮らしに安心感と生きがいを生み出す
- 地域の資源を活かし、暮らしを地域社会に豊かさを生み出す

改革の骨格

地域課題の解決力の強化

地域を基盤とする包括的支援の強化

「地域共生社会」の実現

地域丸ごとのつながりの強化

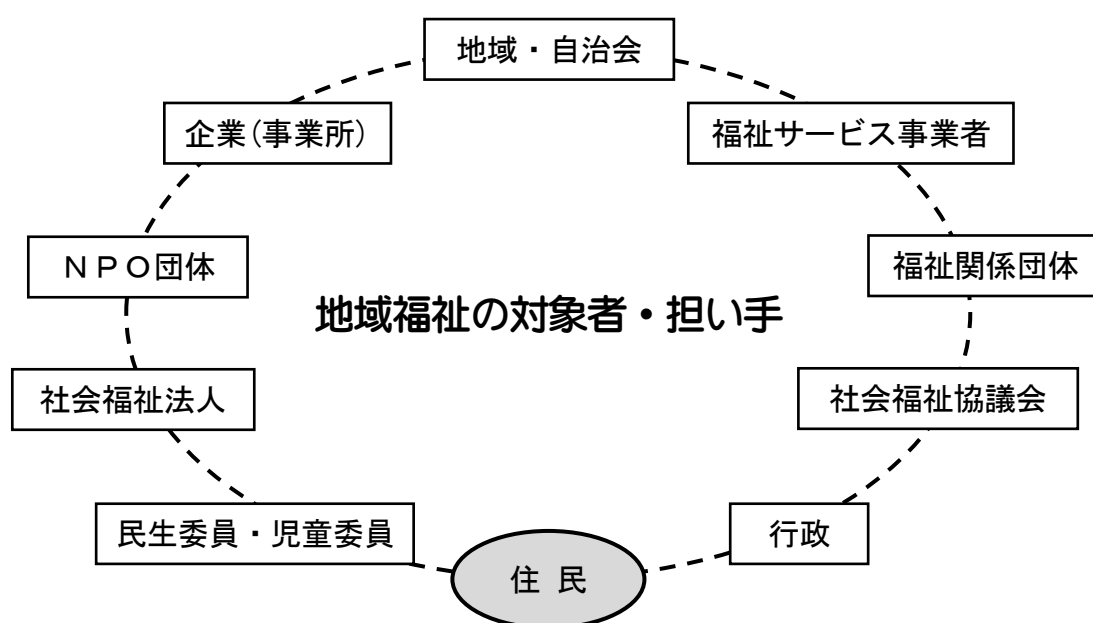
専門人材の機能強化・最大活用

2. 地域福祉の主体である「住民」について

地域福祉の主体は「住民」であり、その対象者も「住民」です。これまで住民は、福祉や支援の“受け手”であり、支えられる側(対象者)という認識が大きかったと思います。しかし、地域福祉とは、住民同士が共に支えあいながら暮らしていくものであり、住民の地域参加がその基本となります。

また、地域住民には、住民一人ひとりのほか、福祉関係団体・福祉サービス事業者、地域団体、NPO団体、町内企業(事業所)、町内社会福祉法人等も含めた、地域で様々な活動をしている組織等も「住民」として地域福祉の担い手となります。

住民と行政が協働で共に生きる地域福祉のまちづくりを展開し、支えあいがあることで「住んでよかった!」と思える地域を目指していきます。



3. 地域福祉推進に向けた役割と視点 ～4つの「助」自助、互助、共助、公助について～

地域福祉を進めていくためには、町民、関係機関・団体、企業・事業所、社会福祉協議会、行政それぞれ取り組むのではなく、立場や役割をもち、お互いが力を合わせて進めていく必要があります。それぞれの立場での助けあいの役割と視点のイメージを以下に整理しました。

(1) 町民、自治会、関係機関・団体、企業・事業所に期待する役割

① 町民に期待する役割

家族や親族、ご近所同士のつながりや思いやりを大切にし、地域で行われる行事や活動に積極的に参加・協力することが大切です。私たち一人ひとは、地域福祉の成果を享受する受け手になりますが、ときには地域福祉活動に参加することで支え手にもなることができます。日常生活で交わすちょっとした挨拶や活動からの気づき、見守りを通じて、周りで困っている人がいたら、自ら「お互い様」の精神で手を差し伸べることも大切です。また、支援が必要になったときのために備えて、日頃から自分自身の生活や健康に目配りをしながら、自分でできることは可能な限り自分で行い、公的サービス(制度)の種類や内容、相談機関等の情報を把握しておくことが期待されます。

② 地域(自治会、関係機関・団体、企業・事業所等)に期待する役割

地域には、活発に活動している数多くの団体があります。自治会などの地縁型活動団体をはじめ、老人クラブ、子ども会、更生保護女性会などが活動しています。これらの団体がそれぞれの特徴を活かし、互いに協力しながら取り組みを推進し、積極的な地域行事への参加や自治会加入活動を展開するなど、これまで地域と関わりの少なかった町民などへ働きかけ、地域の絆づくりを図っていくことを期待します。

また、町内には社会福祉法人、保健・医療・福祉などの関係事業所をはじめ、様々な企業・事業所が立地しており、個々の商店やスーパーマーケット、コンビニエンスストア等は、地域住民にとって身近な生活利便施設です。商工業などの企業・事業所においても地域の構成員として企業・専門性を活かし、引き続き支えあいの仕組みづくりへの積極的な関わりを期待します。特に、社会福祉法人については、サービスの利用者だけでなく、地域との関係を密にし、積極的に社会貢献を行っていくことを期待します。

(2) 社会福祉協議会の役割

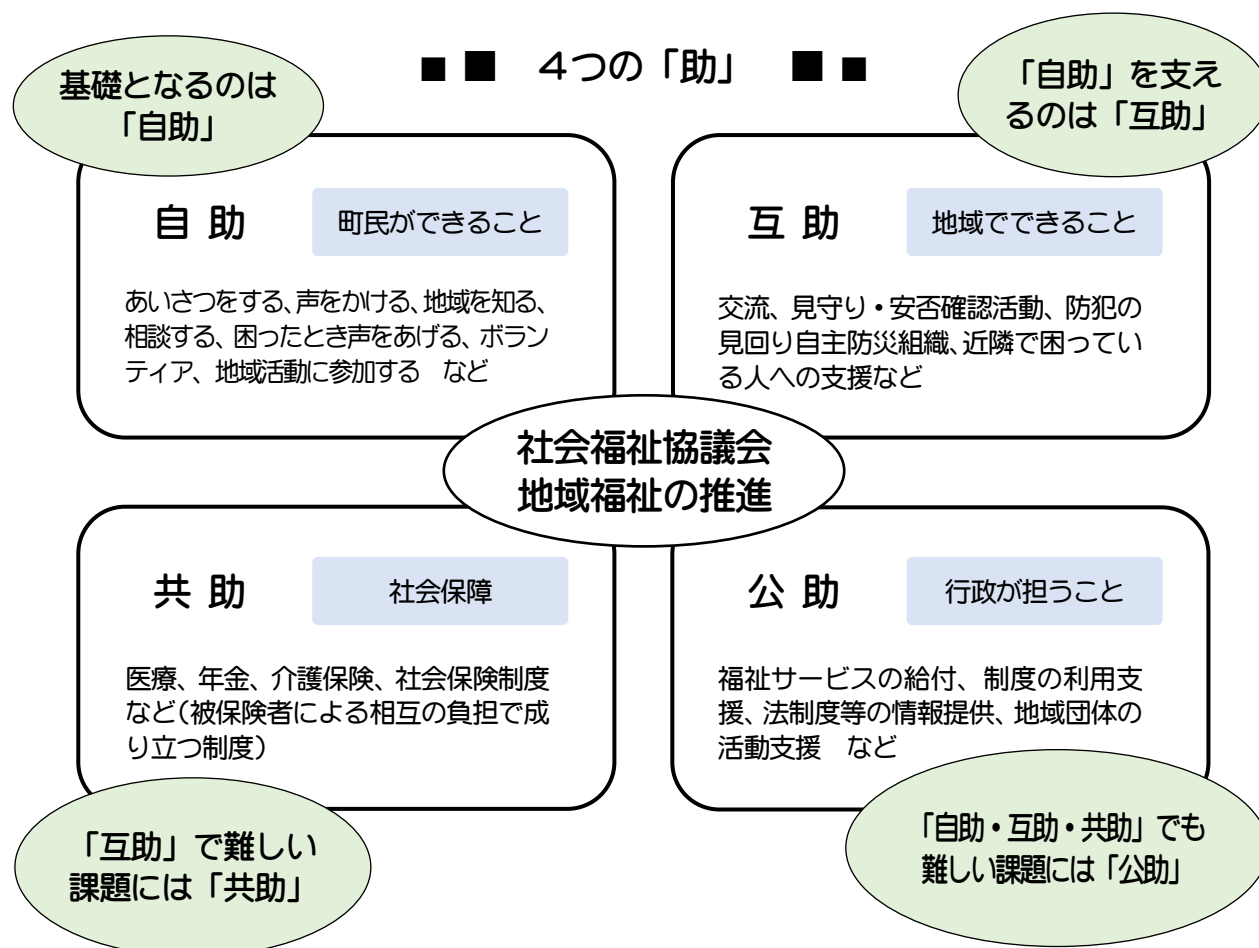
社会福祉協議会は、社会福祉法に「地域福祉の推進を図ること」を目的とする団体として位置づけられていることを踏まえ、民間組織としての地域福祉の「推進役」を果たします。地域住民の福祉への関心を高め、その自主的な取り組みを基礎とした活動を進めるとともに、公共性・公益性の高い民間団体としての特性を活かし、行政、民間企業、福祉関係組織、地域組織などの連携の中心となりながら、町民のニーズ(需要)に柔軟に対応します。

(3) 行政の役割

行政は、地域福祉の推進にあたり、地域を基盤として行う取り組みの基本的な考え方を示し、町民や多様な団体の主体的な活動と連携しながら、地域力の向上や地域共生社会の実現のための仕組みや人材育成、基盤などをつくる役割を担っています。さらには、法律にもとづく制度や公的なサービス、時には広域的なサービスを活用し、だれもが安心して暮らせる地域づくりを進めています。また、様々な分野を横断的につなげる役割を担っており、多様化する福祉ニーズに対応できるよう努めていきます。

(4) 大切な4つの視点「自助」・「互助」・「共助」・「公助」

地域福祉を進めていくためには、「私たち」がそれぞれの役割を果たし、お互いに力を合わせる必要があります。そのためには、次の4つの視点が大切だと考えます。

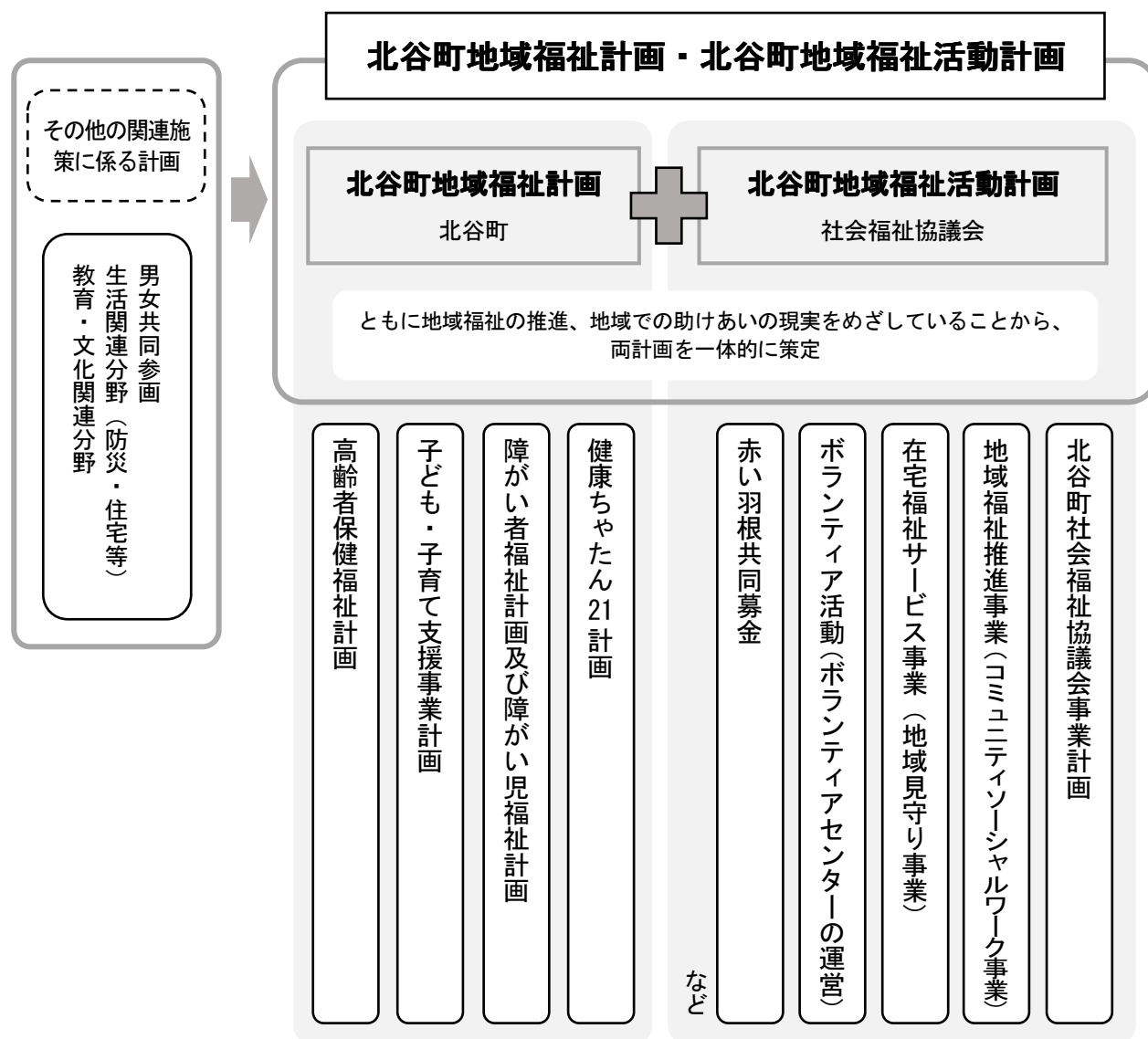


1. 隣近所など身近な地域での「支えあい・つながり」を広げる。
2. 町は町民が安心して暮らせるように「支援をする」。

地域福祉は、「自分たちにできること」、「町が支援すること」の役割を示し、みんなで安心して暮らせる地域を作っていこうというものです。

4. 地域福祉計画と町その他計画との関係

本計画は、最上位計画である「北谷町総合計画」の目指す地域づくりの理念や方向性を基本としながら、福祉分野を中心とした個別計画の上位計画として位置づけられ、各個別計画を横断的・総合的につながるものです。また、福祉関連計画以外の関連計画との整合性を保ちながら、地域福祉を推進するものです。



5. 町社会福祉協議会の地域福祉活動計画と「一体的」に策定

①地域福祉計画

地域福祉計画は、地域福祉の推進主体である町民の参画による地域活動や支えあいの充実、地域課題を解決するための体制づくり、福祉サービスの利用を円滑にするための方策などについて指針を示す行政計画です。

②地域福祉活動計画

地域福祉活動計画は、地域福祉の一翼を担う社会福祉協議会において、行政計画である「地域福祉計画」に掲げられた地域福祉を推進するための基本指針に基づき、民間相互の連携により地域福祉活動を推進するための具体的な活動内容や支援施策を示す計画です。

町の地域福祉計画は主に指針、大枠、考え方を示すものであり、具体的な地域での取り組みは、社会福祉協議会が中心となって推進することとなります。

社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画は行政計画ではありませんが、具体的な取り組み方策を掲げる計画であります。これら2つの計画を一体的に策定し、具体性と実行性のある計画づくりを行います。



6. 国の法制度や指針・通知、県計画について

(1) 国の法制度や指針・通知、県計画を踏まえた策定

地域福祉計画の策定にあたっては、地域共生社会の実現を目指した改正社会福祉法に基づくとともに、国からの過去の通知、策定ガイドラインを踏まえ、地域の実情や特性を考慮しており、国の「我が事・丸ごと」の理念による「地域共生社会の実現」、「包括的な支援体制」及び令和3年度の社会福祉法改正で創設された、「重層的支援体制整備事業」の将来的な実施を念頭に置いています。

「包括的支援体制」と「重層的支援」

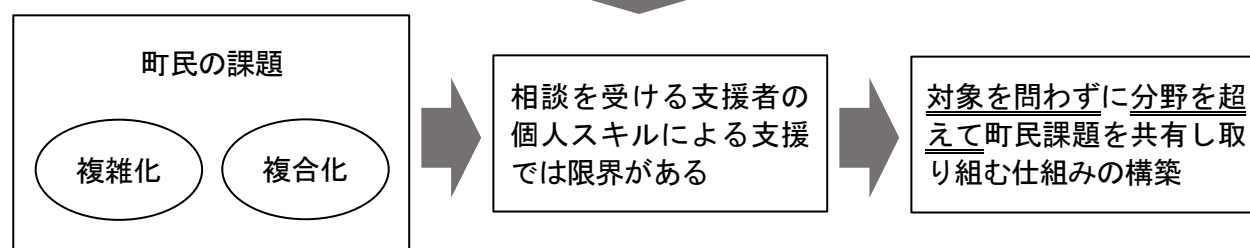
包括的支援体制とは

一人ひとりの困り事や困難事例に目を向けると、課題は世帯の中で複雑に絡みあっている場合が多く、縦割りのな支援ではなく、様々な部署や関係機関、地域が横断的にかかわって対応する体制。

重層的支援とは

対象者の属性にとらわれない施策展開や多機関協働により、制度の隙間のニーズに対応する。

例) レインボーハウスの活動で困窮世帯の子どものみではなく、高齢者も含める活動等



(2) 県計画を踏まえた策定

県では「沖縄県地域福祉支援計画」を令和4年3月に策定しており、基本理念に「地域住民等がともに支えあい、地域の一員として生きがいを持ちながら心豊かに暮らせる、誰一人取り残すことのない優しい社会の実現」を掲げるとともに、「安心して暮らせる地域づくり」、「地域福祉を支える担い手づくり」、「暮らしを支える福祉基盤づくり」、「市町村における体制づくりへの支援」を基本方向として、地域支えあいの推進や福祉セーフティネットの充実、包括的な支援体制の構築に対する支援などを計画に盛り込んでいます。本計画は、この計画との整合性も図り策定しています。

7. 計画の期間

北谷町地域福祉計画・北谷町地域福祉活動計画の計画の期間は令和4年度(2022年度)を初年度とし、令和8年度(2026年度)を目標年度とする5ヵ年計画とします。

○計画の期間

	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度
北谷町地域福祉計画・ 北谷町地域福祉活動計画						
			中間評価	計画の見直し		次期計画

第2章 北谷町の地域の状況

1. 人口・世帯及び地域状況

(1) 年齢3区分別人口

令和3年の年齢3分人口は、年少人口(0～14歳)が5,151人(17.8%)、生産年齢人口(15～64歳)が17,830人(61.7%)、老年人口(65歳以上)が5,935人(20.5%)となっています。

経年的に年少人口と生産年齢人口が減少するのに対して、老年人口は一貫して増加しており、年々少子高齢化が進行していることが分かります。

■年齢3区分別人口

単位：人

		平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
北谷町全体	人	28,593	28,838	29,034	29,098	29,174	28,913	28,832	28,916
年少人口 (0～14歳)	人	5,386	5,350	5,356	5,333	5,275	5,171	5,161	5,151
	%	18.8	18.6	18.4	18.3	18.1	17.9	17.9	17.8
生産年齢人口 (15～64歳)	人	18,557	18,588	18,492	18,402	18,379	18,038	17,858	17,830
	%	64.9	64.5	63.7	63.2	63.0	62.4	61.9	61.7
老年人口 (65歳以上)	人	4,650	4,900	5,186	5,363	5,520	5,704	5,813	5,935
	%	16.3	17.0	17.9	18.4	18.9	19.7	20.2	20.5

※外国人含む

資料：住民基本台帳(各年3月末)

(2) 世帯の状況

国勢調査における本町の一般世帯総数は、令和2年に11,684世帯、そのうち56.4%(6,592世帯)が核家族世帯となっています。ひとり親世帯が14.5%、「女親と子供から成る世帯」が12.4%、「男親と子供から成る世帯」が2.1%となっています。ひとり親世帯の割合は、県(12.1%)、国(9.0%)よりも高くなっています。

また、単独世帯は36.0%となっており、平成27年の29.7%より増加しています。

■世帯の状況

単位：世帯、%

区分		平成27年		令和2年					
		北谷町	割合	北谷町	割合	沖縄県	割合	全国	割合
一般世帯総数		10,707	100.0	11,684	100.0	613,294	100.0	55,704,949	100.0
親 族 世 帯	総数	7,391	69.0	7,357	63.0	374,684	61.1	33,889,589	60.8
	核家族世帯	6,566	61.3	6,592	56.4	338,232	55.2	30,110,571	54.1
	夫婦のみの世帯	1,507	14.1	1,623	13.9	96,510	15.7	11,158,840	20.0
	夫婦と子供から成る世帯	3,438	32.1	3,281	28.1	167,439	27.3	13,949,190	25.0
	男親と子供から成る世帯	216	2.0	245	2.1	11,246	1.8	738,006	1.3
	女親と子供から成る世帯	1,405	13.1	1,443	12.4	63,037	10.3	4,264,535	7.7
	その他の親族世帯	825	7.7	765	6.5	36,452	5.9	3,779,018	6.8
非親族を含む世帯		130	1.2	121	1.0	7,940	1.3	504,198	0.9
単独世帯		3,183	29.7	4,205	36.0	229,602	37.4	21,151,042	38.0

資料：国勢調査

(3) 民生委員・児童委員

令和2年度の民生委員・児童委員は、定数48人に対して、現員数が40人(うち主任児童委員3人)、充足率は83.3%となっています。地区別の定数は、最も多いのが上勢区と宮城区で6人、少ない地区では3人となっており、定数を満たしているのが5地区、欠員があるのが6地区となっており、民生委員・児童委員の確保が求められます。

■ 民生委員・児童委員充足率

単位：人

	平成30年度					令和元年度					令和2年度				
	定数	男性	女性	現員数	欠員数	定数	男性	女性	現員数	欠員数	定数	男性	女性	現員数	欠員数
上勢区	6	2	2	4	2	6	2	3	5	1	6	2	3	5	1
桃原区	3	0	3	3	0	3	0	3	3	0	3	0	3	3	0
栄口区	4	1	2	3	1	4	1	1	2	2	4	1	1	2	2
桑江区	5	0	4	4	1	5	0	5	5	0	5	0	5	5	0
謝苅区	4	1	1	2	2	4	0	2	2	2	4	0	2	2	2
北玉区	3	1	2	3	0	3	1	1	2	1	3	1	1	2	1
宇地原区	4	2	1	3	1	4	2	1	3	1	4	2	1	3	1
北前区	4	0	3	3	1	4	0	3	3	1	4	0	3	3	1
宮城区	6	1	5	6	0	6	0	6	6	0	6	0	6	6	0
砂辺区	3	0	2	2	1	3	1	2	3	0	3	1	2	3	0
美浜区	3	1	2	3	0	3	1	2	3	0	3	1	2	3	0
主任児童委員	3	1	2	3	0	3	0	3	3	0	3	0	3	3	0
北谷町全体	48	10	29	39	9	48	8	32	40	8	48	8	32	40	8
充足率	81.3%					83.3%					83.3%				

(4) 自治会加入率

令和2年の自治会加入率は41.7%となっており、世帯数が増加するのに対し、加入世帯はあまり変化がなく、経年的に減少する傾向にあります。

■自治会加入率

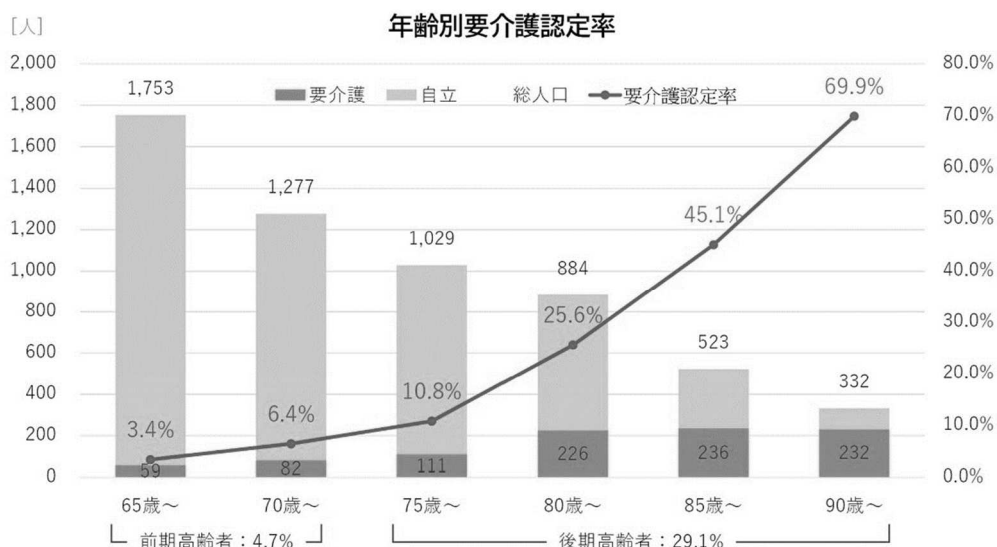
単位：世帯

	住民登録世帯数	自治会加入世帯数	加入率
平成24年	10,896	5,285	48.5%
平成25年	11,245	5,322	47.3%
平成26年	11,551	5,393	46.7%
平成27年	11,778	5,381	45.7%
平成28年	11,998	5,379	44.8%
平成29年	12,197	5,326	43.7%
平成30年	12,279	5,361	43.7%
令和元年	12,293	5,236	42.6%
令和2年	12,397	5,166	41.7%

各年11月末現在

(5) 要支援・要介護認定者数の推移

65歳以上の第1号被保険者の要介護認定率は16.3%(令和2年3月末)であり、前期高齢者では4.7%、後期高齢者では29.1%となっています。年齢別でみると、75歳を過ぎると急激に要介護認定率が高くなっており、85歳～89歳では半数近くが90歳以上では約7割の方が要介護認定を受けている状況です。



要介護認定者数の推移

(人)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
要介護認定者数	909	907	892	941	963
高齢者人口	5,287	5,441	5,595	5,761	5,882
要介護認定率	17.2%	16.7%	15.9%	16.3%	16.4%

各年度9月末時点

(6) 障がい者手帳所持者の推移

障がい者手帳の所持状況を見ると、身体障がい者数は減少傾向にありますが、最重度の1級保持者については、全体を占める割合が高く増加傾向にあります。

知的障がい者数は、緩やかな増加傾向にあり、令和2年度は前値と同様の261人となっています。軽度の占める割合が高くなっています。

精神障がい者数は、増減があるものの緩やかな増加傾向であり、令和2年度は358人となっています。中程度の占める割合が高いです。

■身体障がい者の等級

単位：人

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
1級	331	340	347	346	345	354	356
2級	180	174	168	157	155	153	148
3級	213	200	189	175	171	160	161
4級	162	165	173	168	162	165	159
5級・6級	90	87	80	74	69	74	75
合計	976	966	957	920	902	906	899

※各年度末時点（令和2年は10月1日時点）

■知的障がい者の判定

単位：人

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
最重度 A1	16	16	18	15	19	20	20
重 度 A2	50	52	53	51	54	57	58
中 度 B1	78	90	90	73	74	78	78
軽 度 B2	101	97	97	99	107	106	105
合計	245	255	258	238	254	261	261

※各年度末時点（令和2年は10月1日時点）

■精神障がい者の等級

単位：人

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
1級	72	92	95	83	80	84	81
2級	173	187	189	191	176	188	190
3級	68	80	81	80	86	90	87
合計	313	359	365	354	342	362	358

※各年度末時点（令和2年は10月1日時点）

(7) 生活保護世帯数及び世帯率

令和2年の被保護世帯は285世帯、被保護世帯人員は376人、保護率は13.00%となっております。平成24年から保護率の推移をみると、平成28年まで14%を超えていたものが、平成29年から若干低下しています。

■北谷町の生活保護世帯数及び世帯率

	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年
人口(人)	28,439	28,593	28,838	29,034	29,098	29,174	28,913	28,832	28,916
被保護世帯(件)	260	278	293	302	308	302	295	295	285
被保護世帯人員(人)	406	409	426	416	417	408	399	393	376
保護率(%)	14.28	14.30	14.77	14.33	14.33	13.99	13.80	13.63	13.00

※保護率は千分率(パーミル)で示している

(8) 就学援助の利用状況

令和2年度の就学援助の認定率は、小学校で24.3%、中学校で25.2%となり、小学校より中学校の割合が高くなっています。

また、小学校と中学校ともに平成23年度と比較すると認定率は上昇しています。

■就学援助利用率(小学校)

単位：人、%

	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
要保護	18	15	15	6	10	12	8	11	13	13
準要保護	353	360	377	348	336	374	391	457	526	494
合計	371	375	392	354	346	386	399	468	539	507
児童数	2,134	2,125	2,102	2,071	2,053	2,084	2,132	2,121	2,095	2,090
認定率	17.4	17.6	18.6	17.0	16.8	18.5	18.7	22.1	25.7	24.3

■就学援助利用率(中学校)

単位：人、%

	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
要保護	18	22	21	13	4	7	5	10	4	4
準要保護	202	224	192	190	196	230	246	260	257	238
合計	220	246	213	203	200	237	251	270	261	242
生徒数	1,091	1,094	1,062	1,080	1,085	1,056	1,009	971	941	961
認定率	20.2	22.5	20.1	18.7	18.4	22.4	24.9	27.8	27.7	25.2

(9) 相談支援の状況

相談支援の状況を見ると、高齢者では、相談件数が増加する傾向にあり、令和2年度では延べ3,133件となっています。相談内容としては、介護保険に関することが非常に多いです。また、高齢者虐待相談は、平成30年度以降件数が大幅に増えており、令和2年度では延べ135件となっています。

障がい者では、相談件数は増減を繰り返す傾向にあり、令和2年度は3,197件で、平成29年度以降最も高いです。相談内容では、福祉サービスの利用に関する支援が最も多いです。障がい者虐待相談は、令和元年と令和2年度では10件を超えており、それまでと比べて比較的多くなってきています。

児童では、児童虐待など養護に関する相談が非常に多くなっています。

① 高齢者相談実績及び虐待相談件数

■ 高齢者相談実績

単位：件

相談区分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	実数	延数	実数	延数	実数	延数
介護保険に関すること	488	609	405	541	551	956
介護予防事業に関すること	144	249	111	178	142	237
保健・医療に関すること	91	169	55	134	111	338
認知症に関すること	67	163	58	134	97	264
在宅福祉サービスに関すること	51	93	104	140	61	137
権利擁護に関すること	33	83	30	50	39	135
所得・家庭生活に関すること	27	80	31	58	40	143
その他	914	972	892	976	771	923
総計	1,815	2,418	1,686	2,211	1,812	3,133

※包括支援システムで集計

■ 高齢者虐待相談実績

単位：件

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
虐待相談（実数）	8	3	3	7	21	17	19
虐待相談（延数）	10	3	3	12	61	28	37
虐待相談（実数）施設分再掲	—	—	—	—	0	0	2
虐待相談（延数）施設分再掲	—	—	—	—	0	0	4
虐待と認知された数 （県報告・台帳より）	2	2	1	2	5	2	4
権利擁護（実数）※虐待相談含む	14	6	7	8	38	37	91
権利擁護（延数）※虐待相談含む	16	6	7	13	83	50	135

■ 虐待相談件数（台帳）

単位：件

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
虐待相談（実数）	2	6	2	4	8	5	5
虐待と認知された数	2	2	1	2	5	2	4

②障がい者相談支援実績及び虐待等に関する相談

■障がい者相談実績（支援内容）

単位：件

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度
福祉のサービスの利用等に関する支援	315	531	623	812	341	149	507	783
障害や症状の理解に関する支援	235	390	474	358	203	177	287	378
健康・医療に関する支援	250	421	424	405	250	146	173	328
不安の解消・情緒安定に関する支援	227	442	309	328	156	390	232	275
保育・教育に関する支援	97	94	136	198	71	121	199	123
家族関係・人間関係に関する支援	272	431	398	398	253	146	202	228
家計・経済に関する支援	58	111	304	275	145	100	112	138
生活技術に関する支援	231	357	374	508	370	348	376	475
就労に関する支援	195	230	213	321	342	191	104	197
社会参加・余暇活動に関する支援	351	271	340	467	352	85	177	134
権利擁護に関する支援	18	22	43	75	65	96	37	32
その他	59	121	148	358	199	111	53	106
計	2,308	3,421	3,786	4,503	2,747	2,060	2,459	3,197

■障がい者虐待等に関する相談実績

単位：件

区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度
虐待に関する相談件数（実数）	1	2	4	2	3	4	4
虐待に関する相談件数（延数）	1	6	12	6	9	14	12
虐待と認知した件数（実数）	0	1	2	0	1	3	1
成年後見	—	—	—	1	2	0	4
差別解消	—	—	—	0	1	1	0
市長による成年後見申立て件数	0	0	0	0	2	0	0

※障害福祉係より

③児童関連相談 種別・対応件数

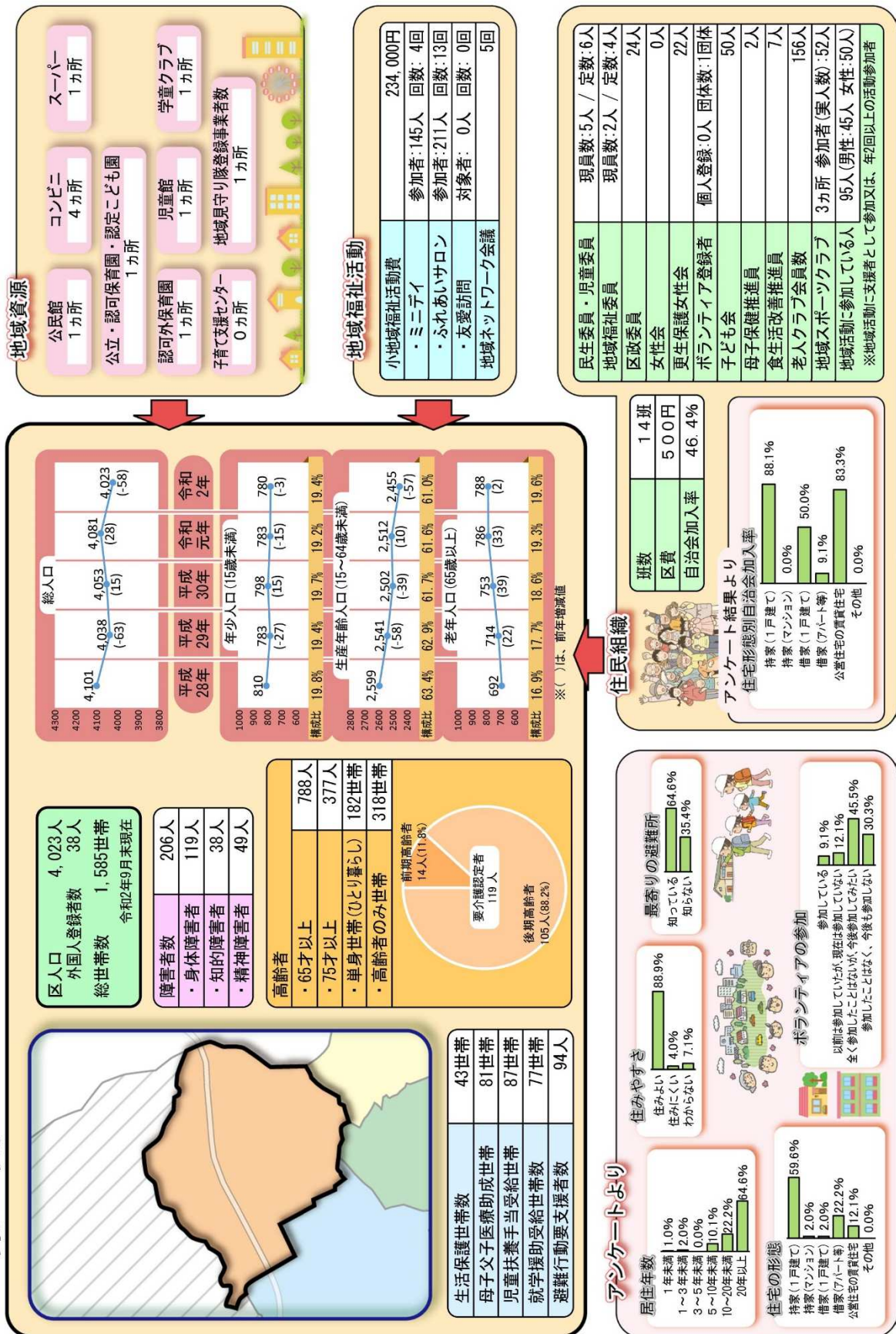
■相談種別・対応件数

単位：件

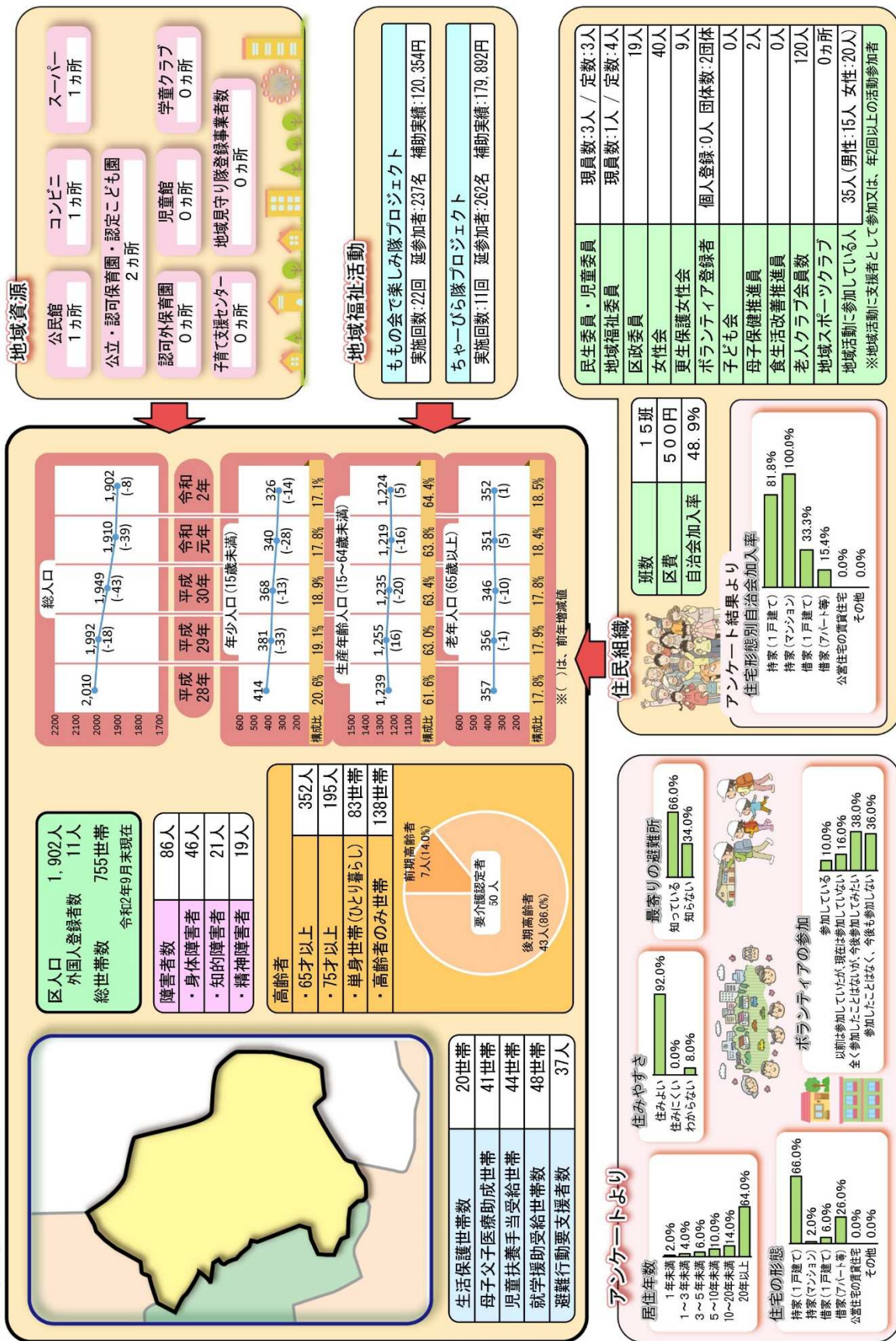
		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度
養護相談	児童虐待相談	14	19	22	17	9	24	45	57
	その他の相談	39	16	24	21	19	44	58	53
	小計	53	35	46	38	28	68	103	110
保健相談		0	0	0	0	0	2	0	1
障害相談	肢体不自由相談	2	0	0	0	0	0	0	0
	視聴覚障害相談	0	0	0	0	0	0	0	0
	言語発達障害等相談	0	0	0	0	0	0	0	0
	重症心身障害相談	0	0	0	0	0	0	0	0
	知的障害相談	16	0	0	0	0	0	0	0
	発達障害相談	0	0	0	0	0	0	1	0
	小計	18	0	0	0	0	0	1	0
非行相談	ぐ犯行為等相談	8	0	0	0	0	0	0	2
	触法行為等相談	2	0	0	0	0	0	0	0
	小計	10	0	0	0	0	0	0	2
育成相談	性格行動相談	3	0	0	0	0	2	0	0
	不登校相談	1	1	1	3	0	1	1	1
	適性相談	1	0	0	0	0	0	0	0
	育児・しつけ相談	0	0	0	2	1	2	4	15
	小計	5	1	1	5	1	5	5	16
その他の相談		3	6	13	3	16	23	27	10
計		89	42	60	46	45	98	136	139

(10) 各地区の概況

上勢区の状況

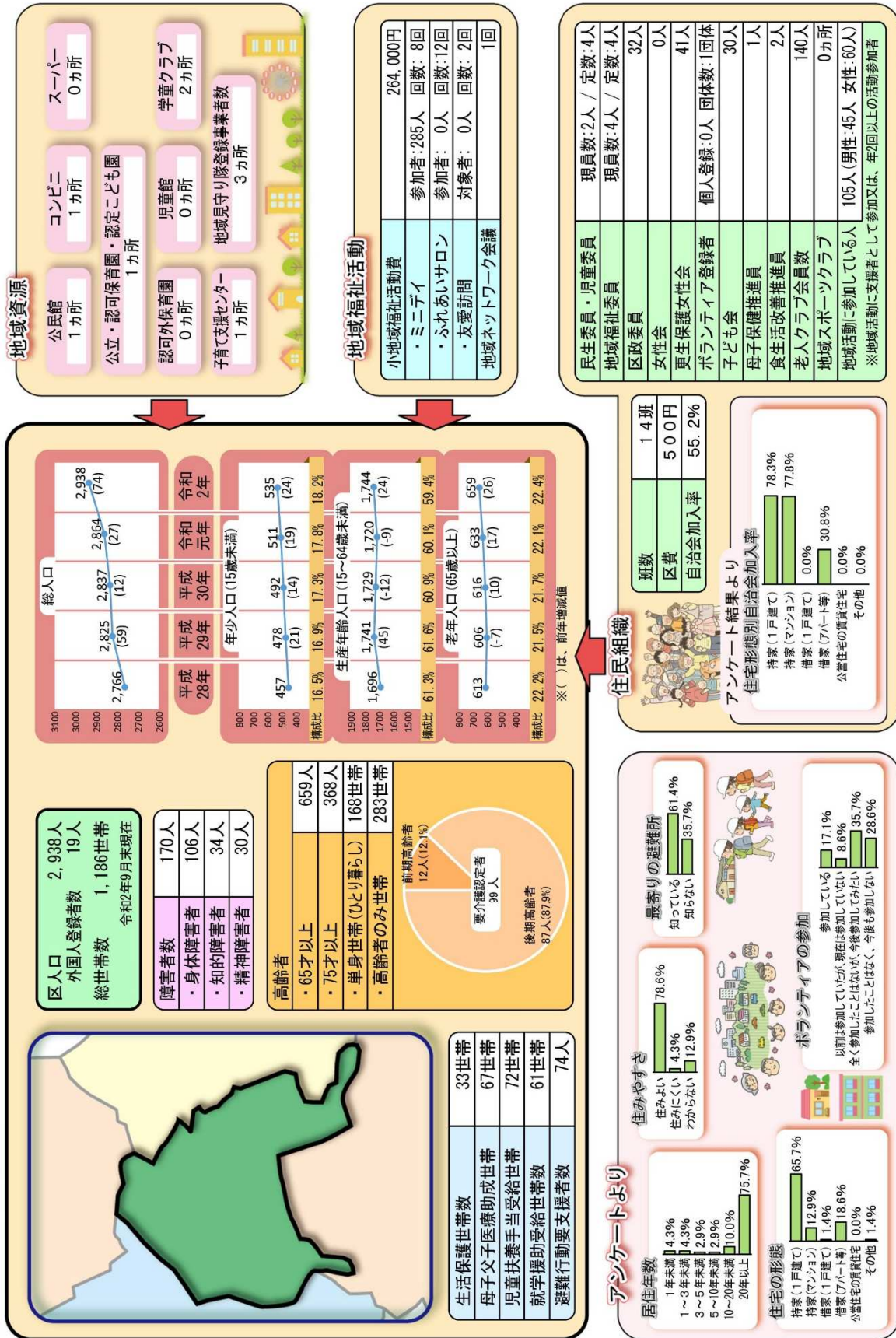


桃原区の状況



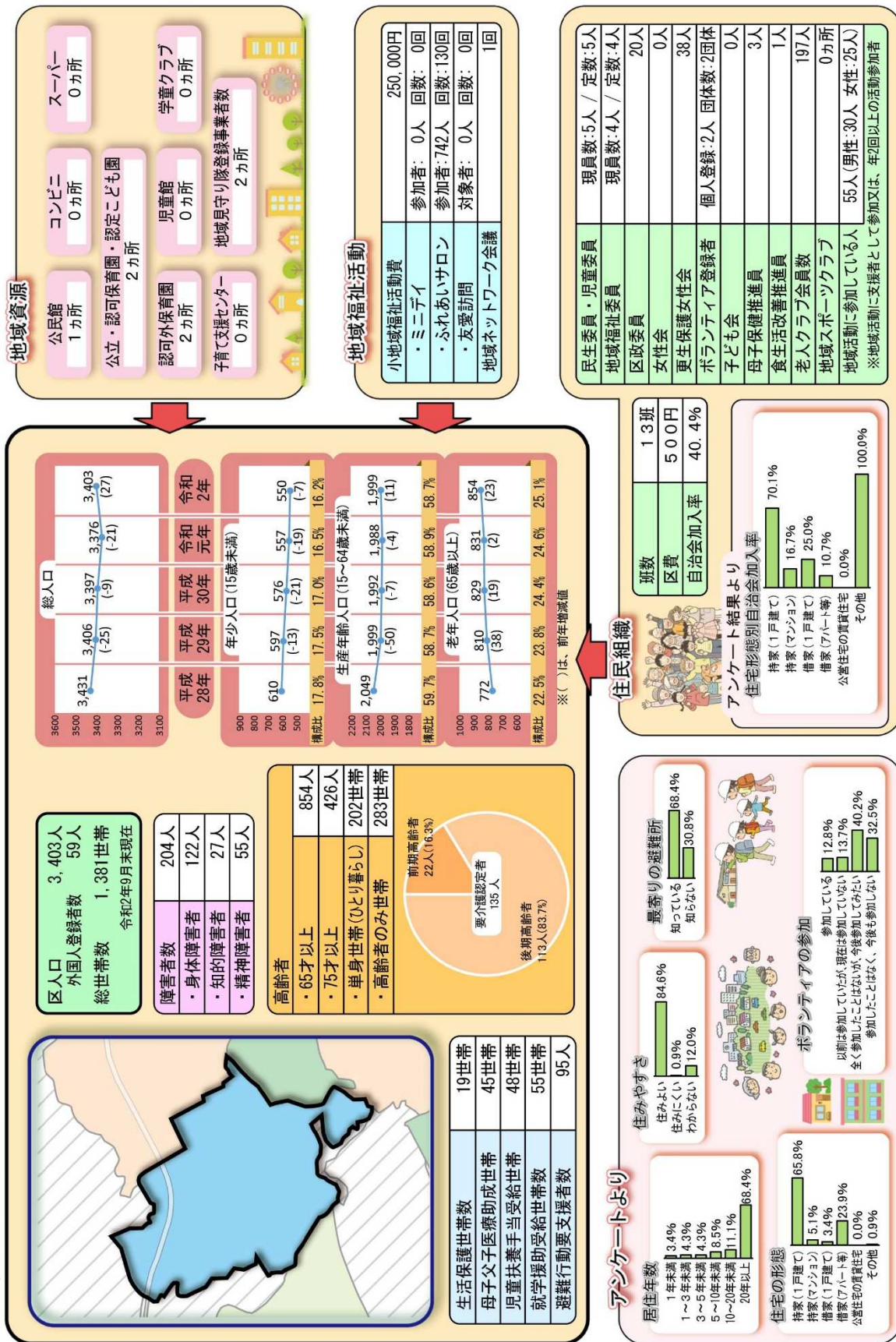
※令和2年度各基準日及び実績値よりデータ抜粋

栄口区の状況

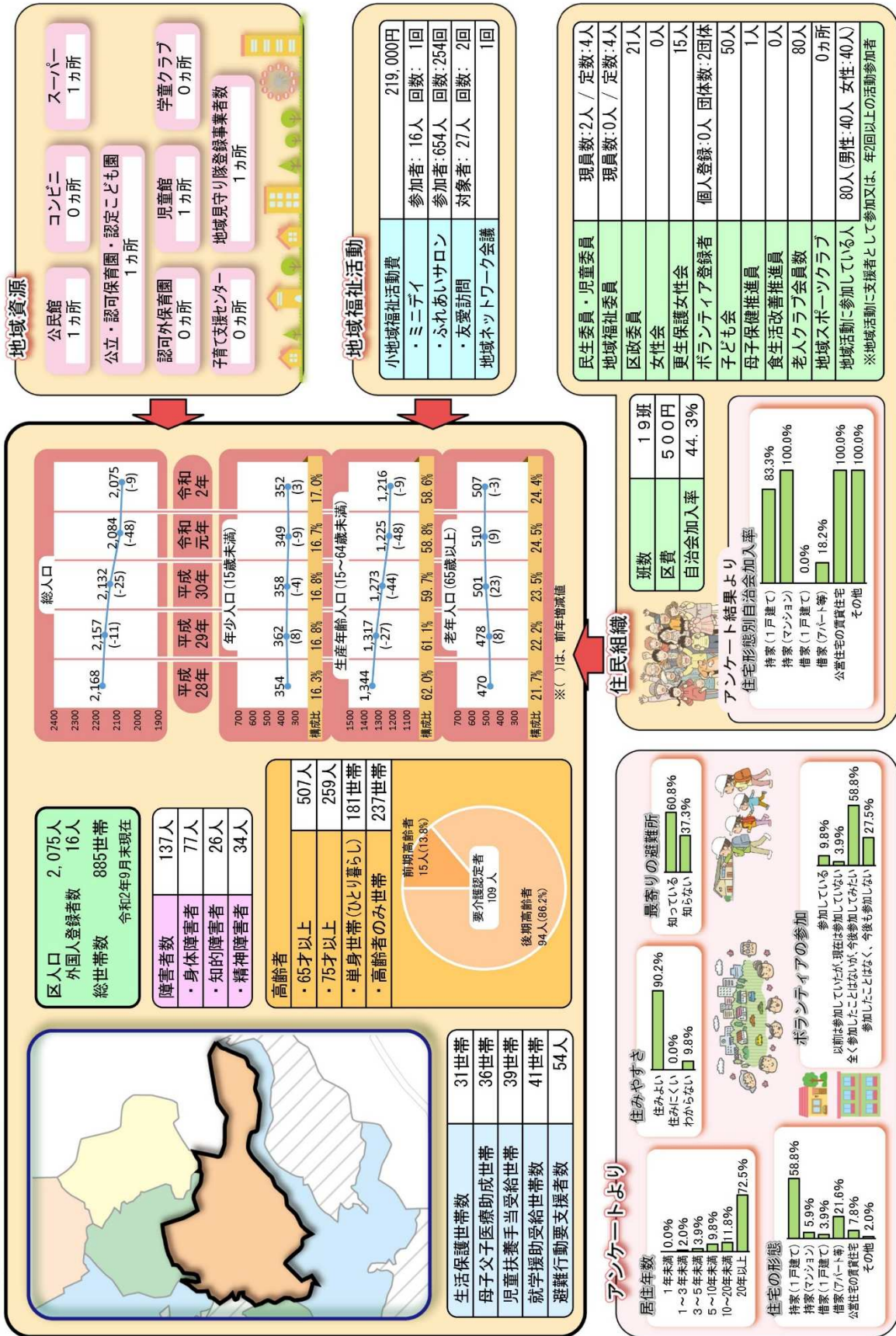


※令和2年度各基準日及び実績値よりデータ抜粋

桑江区の状況

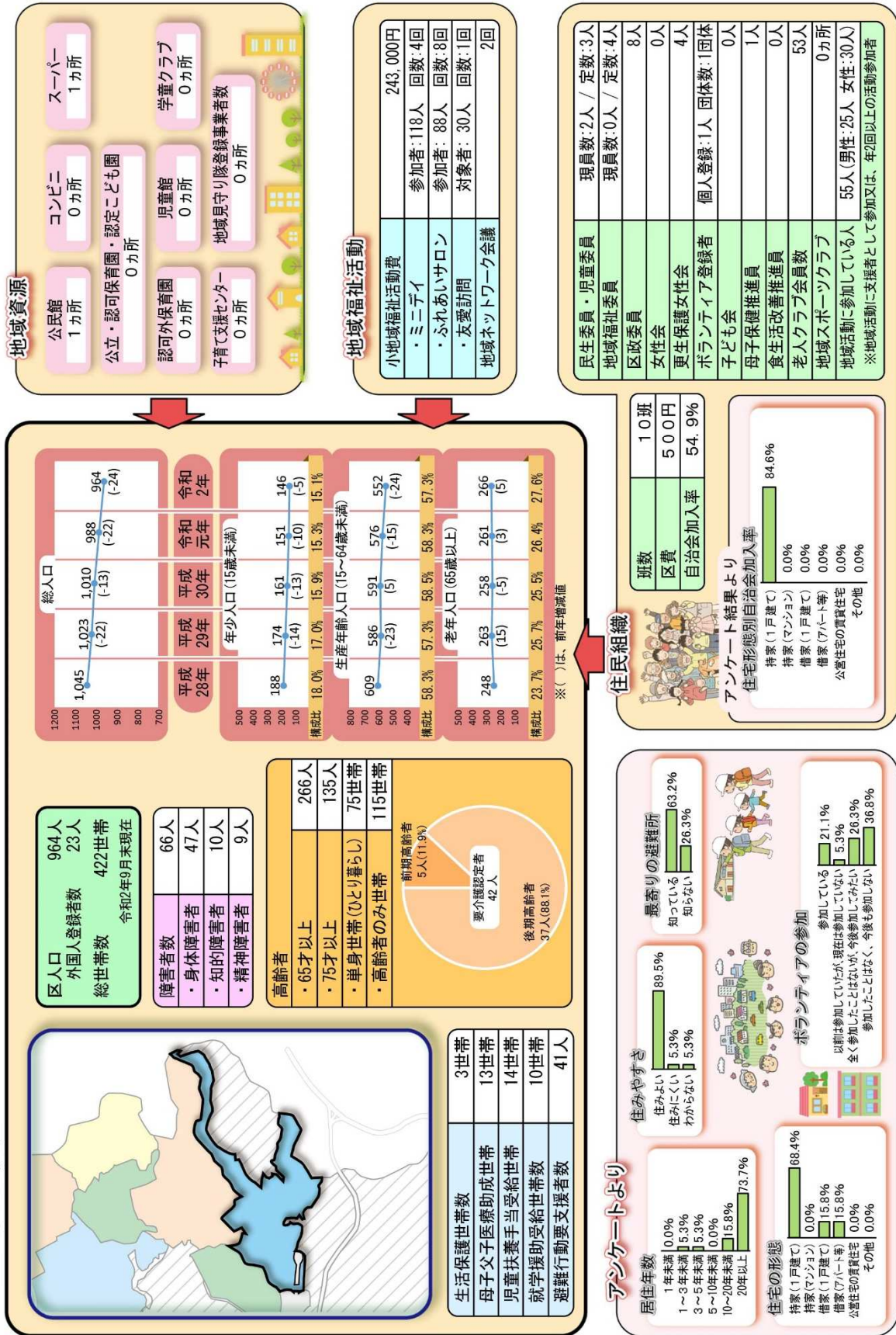


謝苅区ノ状況



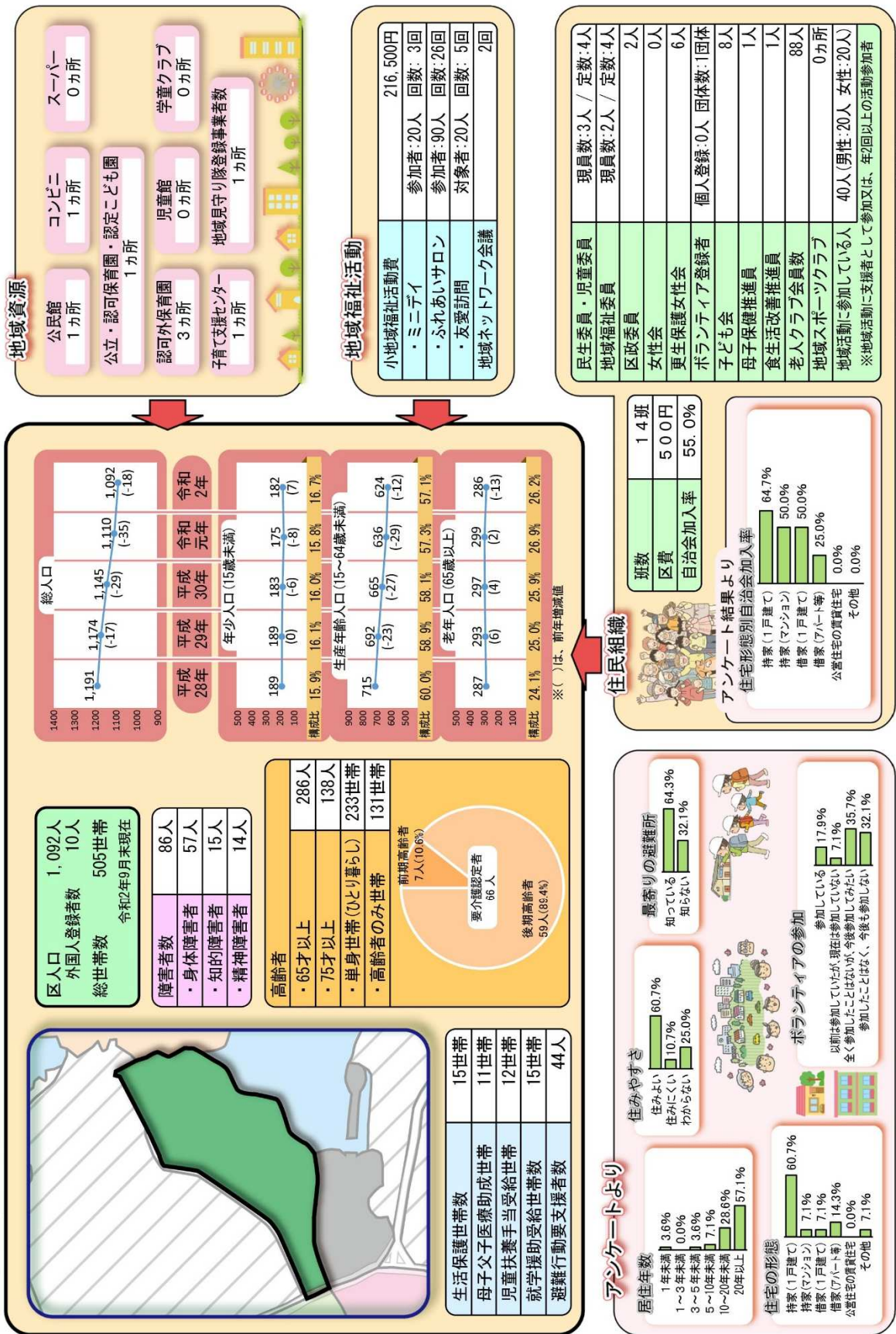
※令和2年度各基準日及び実績値よりデータ抜粋

北玉区の状況



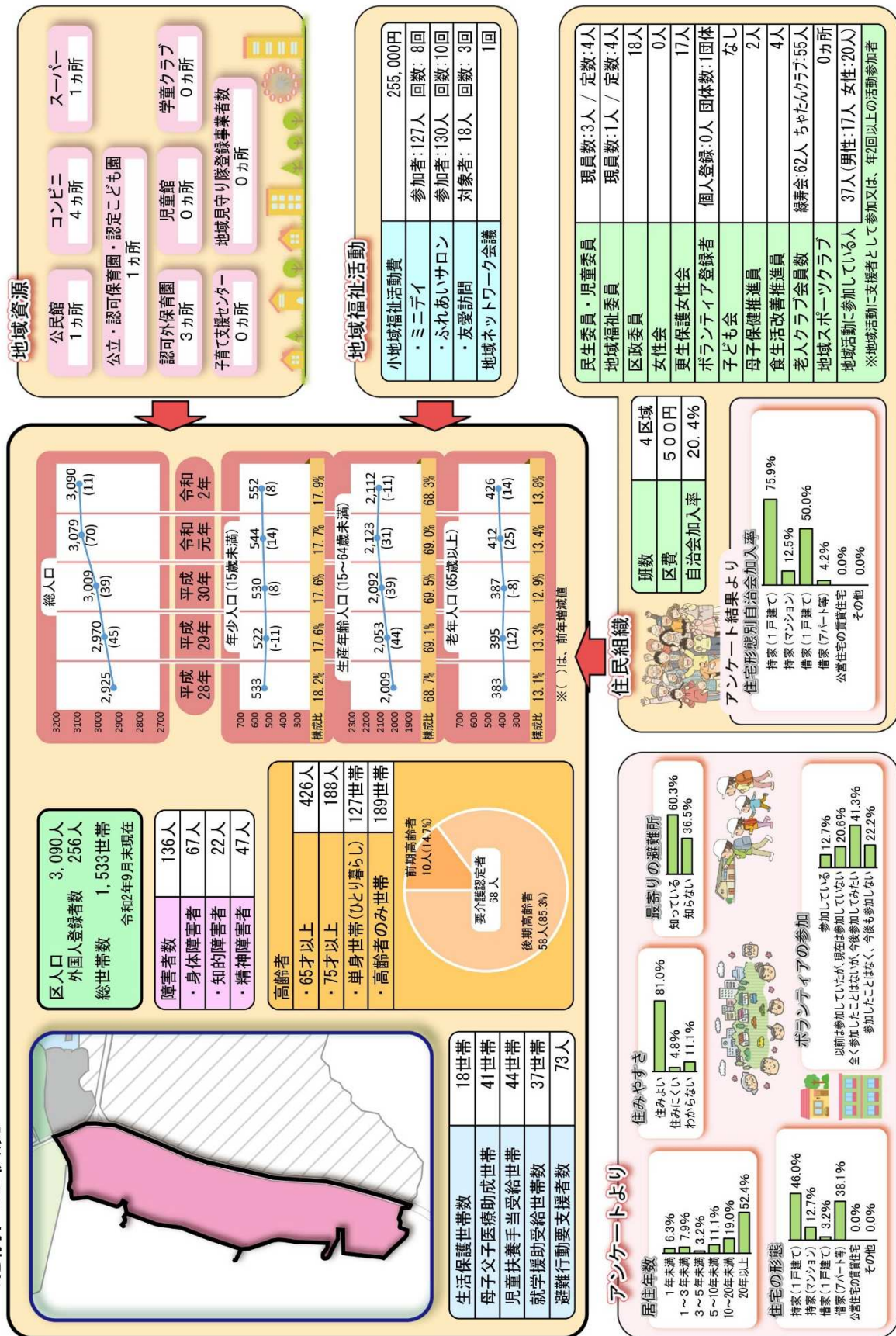
※令和2年度各基準日及び実績値よりデータ抜粋

宇地原区の状況



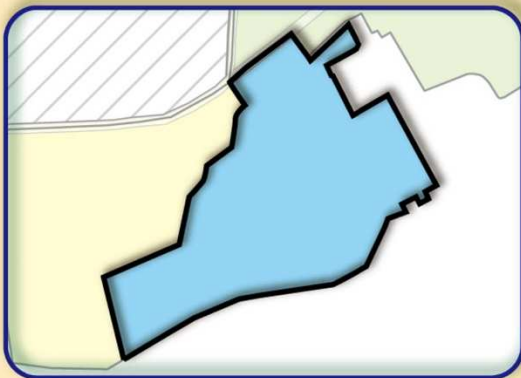
※令和2年度各基準日及び実績値よりデータ抜粋

北前区の状況



※令和2年度各基準日及び実績値よりデータ抜粋

宮城県の状況



区人口	3,848人
外国人登録者数	120人
総世帯数	1,632世帯
令和2年9月末現在	

障害者数	196人
・身体障害者	115人
・知的障害者	33人
・精神障害者	48人



生活保護世帯数	33世帯
母子父子医療助成世帯	63世帯
児童扶養手当受給世帯	67世帯
就学援助受給世帯数	87世帯
避難行動要支援者数	100人

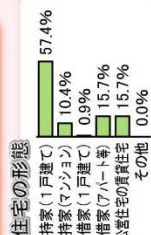
地域資源

公民館	1カ所	コンビニ	0カ所	スーパー	1カ所
公立・認可保育園・認定こども園	2カ所	児童館	0カ所	児童クラブ	3カ所
認可外保育園	7カ所	地域見守り隊登録事業者数	3カ所		
子育て支援センター	0カ所				

地域福祉活動

小地域福祉活動費	429,000円
・ミニデイ	参加者:377人 回数:33回
・ふれあいサロン	参加者:383人 回数:61回
・友愛訪問	対象者:211人 回数:5回
地域ネットワーク会議	1回

アンケートより



住民組織

班数	7班
区費	400円
自治会加入率	50.7%

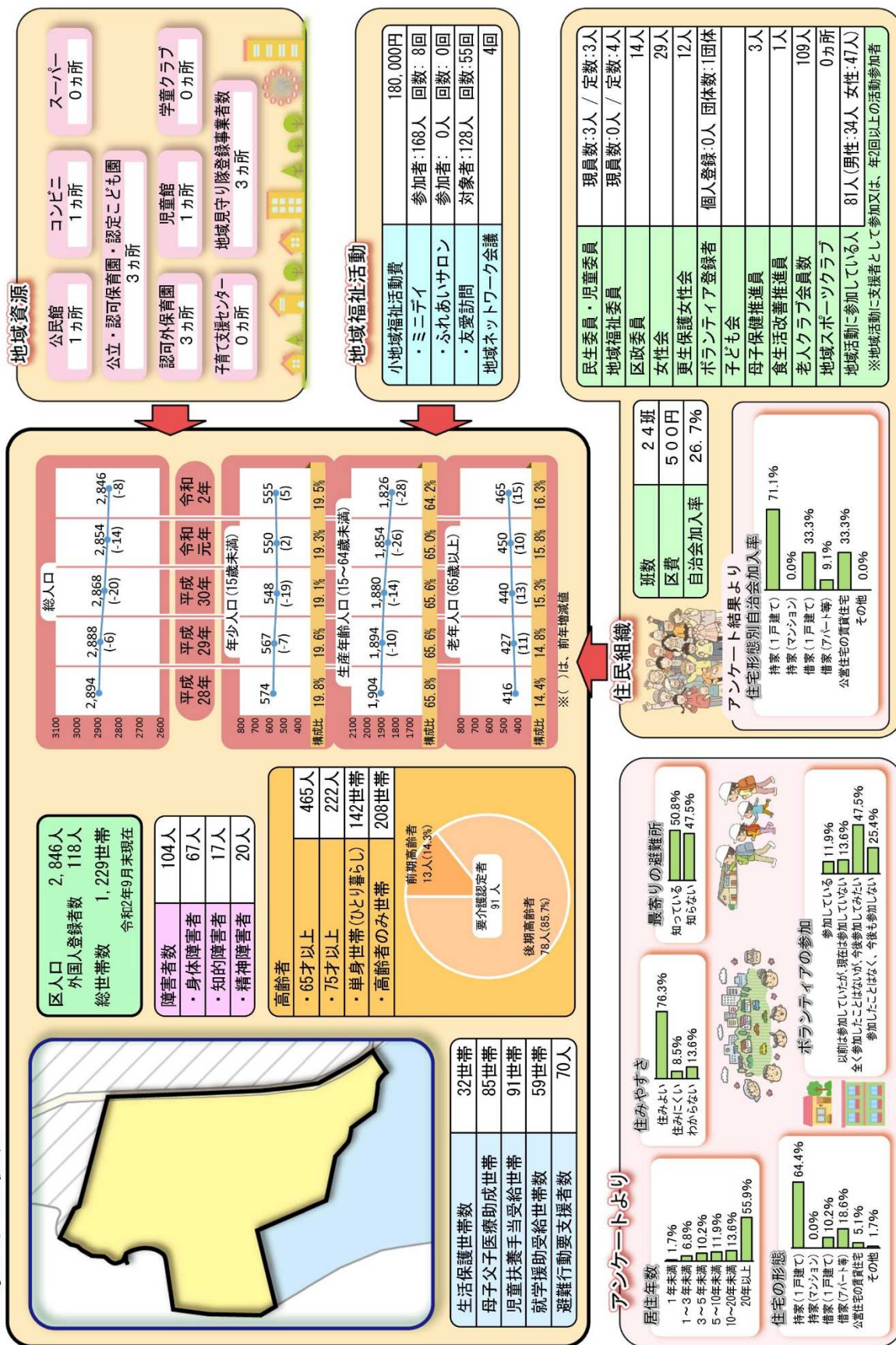


民生委員・児童委員	現員数:6人 / 定数:6人
地域福祉委員	現員数:3人 / 定数:4人
区政委員	35人
女性会	0人
更生保護女性会	29人
ボランティア登録者	個人登録:2人 団体数:団体
子ども会	188人
母子保健推進員	3人
食生活改善推進員	9人
老人クラブ会員数	185人
地域スポーツクラブ	0カ所
地域活動に参加している人	85人(男性:25人 女性:60人)

※地域活動に支援者として参加又は、年2回以上の活動参加者

※令和2年度各基準日及び実績値よりデータ抜粋

砂辺区の状況



人口動態

総人口	2,894	2,888	2,868	2,854	2,846
	(-6)	(-20)	(-14)	(-8)	

年齢別人口(15歳未満)

平成28年	574	平成29年	567	平成30年	548	令和元年	550	令和2年	555
	19.8%	19.6%	19.1%	19.3%	19.5%				

年齢別人口(15～64歳未満)

平成28年	1,904	平成29年	1,894	平成30年	1,880	令和元年	1,854	令和2年	1,826
	(-10)	(-14)	(-26)	(-28)					

年齢別人口(65歳以上)

平成28年	416	平成29年	427	平成30年	440	令和元年	450	令和2年	465
	14.4%	14.8%	15.3%	15.8%	16.3%				

※()は、前年増減値

世帯数

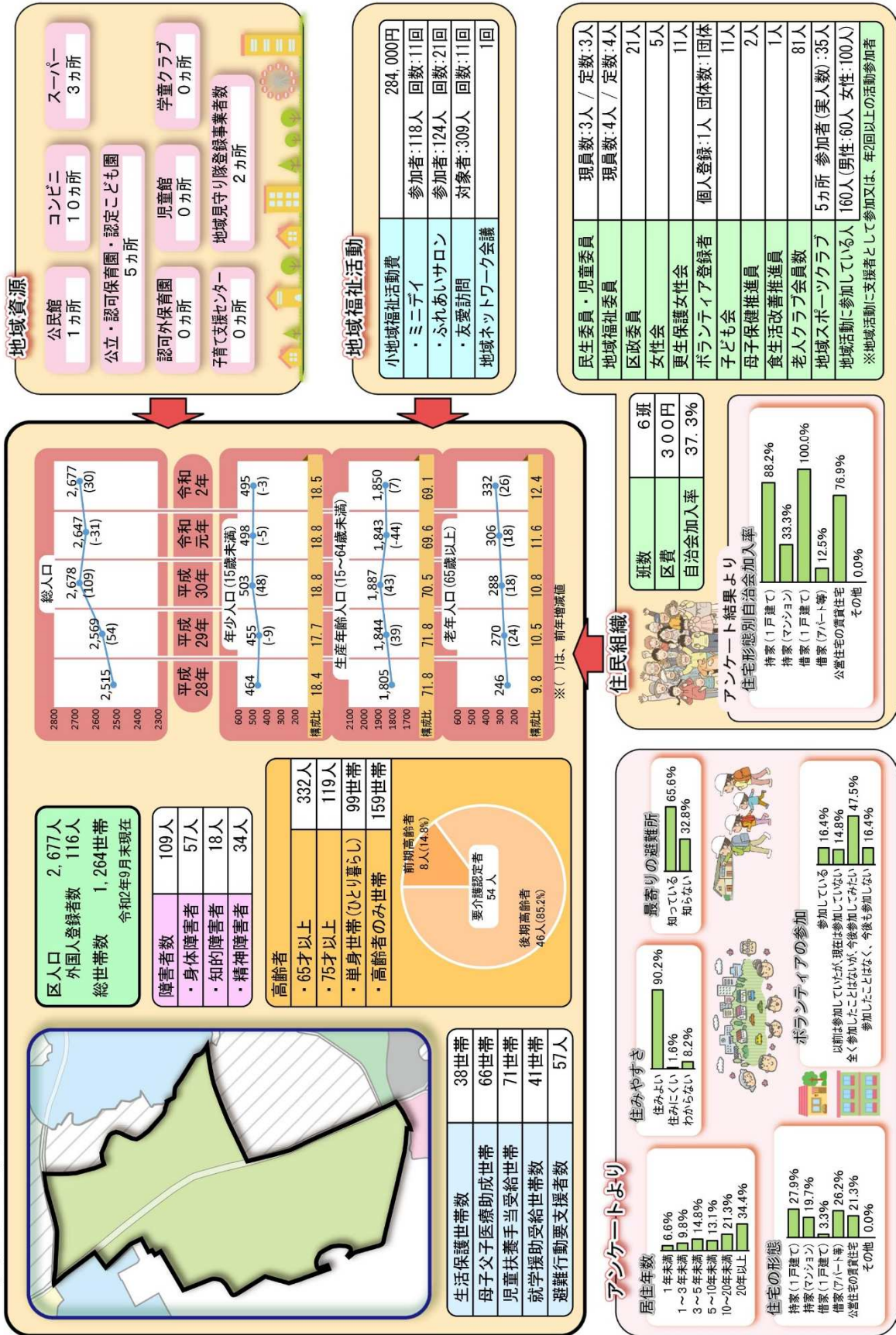
高年齢者	465人
・65才以上	222人
・75才以上	142世帯
・単身世帯(ひとり暮らし)	208世帯

高齢者の割合

前期高齢者	13人(4.3%)
要介護認定者	91人
後期高齢者	78人(85.7%)

※令和2年度各基準日及び実績値よりデータ抜粋

美浜区の状況



※令和2年度各基準日及び実績値よりデータ抜粋

2. 北谷町の地域福祉に関連する現状と課題

(地域の状況)

- ・町の面積が 13.91 km²と小さな北谷町ですが、町内の 11 行政区は人口構成、地域資源、アパート世帯の占める割合、交通の便などにおいて、地域差があります。

◎地域福祉を推進するにあたっては、地域性を踏まえた上で、地域支援や個別支援を行う必要があります。

(支援を必要とする人の状況)

- ・介護保険の要介護者では、75 歳を過ぎると認定率が急上昇し、特に 90 歳以上では 70%が要介護認定を受けています。
- ・知的障がい者、精神障がい者数は増加する傾向にあります。
- ・生活保護世帯数及び世帯率は、横ばいとなっています。
- ・必要な方へ確実に保護を実施するという考え方にに基づき、福祉事務所と連携を図りながら適切に保護につなぐことや、自立相談支援機関との連携を図ることに努めています。
- ・生活困窮のために就学援助を利用する児童の認定率(利用者÷児童数)は高止まり傾向にありますが、依然として一定のニーズがあります。
- ・町では、子どもの居場所づくりを実施し、居場所や学習支援、食事支援等を行うことで、子どもの孤立を防ぎ、安心して過ごせる場となるように努めています。
- ・相談支援においては、高齢者、障がい者ともにサービス利用に関することで相談件数が多くなっています。
- ・町民が抱える生活課題は、複雑化・複合化してきており、そのなかには必要であるが声を出せない町民も含まれています。支援が必要な方に気づき、確実に相談につなげるような相談支援体制の構築が必要となっています。

◎相談窓口の周知や、相談支援から必要となる制度やサービスへのつながりを確実に行き、必要な人が必要なとき必要な支援を受けられるように、一人ひとりに寄り添った支援体制づくりを進める必要があります。

- ・虐待については、高齢者、障がい者、児童ともに増加傾向が見られます。
- ・高齢者への相談は地域包括支援センター、障がい者への相談は相談支援事業所で受けており、またその他にも各種相談窓口を設置していたり、県の相談先につなぐ等を行っています。
- ・町では、児童のための虐待防止ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)は設置されていますが、高齢者、障がい者の虐待防止ネットワークは設置されていないため、案件が発生してから関係者、専門機関と対応している状況にあります。

◎要介護者や知的・精神障がい者の増加は、成年後見制度の利用など権利擁護が必要となる場合もあり、今後のニーズ増を踏まえた体制づくりが必要です。また、相談、虐待防止、成年後見制度利用促進など、体制構築が必要なものについては、関係各課や関係機関と連携する仕組みについて掲げ、現在の取り組みを強化する必要があります。

（地域）

- ・アパート世帯(20代から40代の世代など)の自治会加入率が低く地域活動への参加も低い状況があるなか、地域のつながりをどのように維持し、新たにつながるための方法等について、検討が必要です。
- ・自治会長など役員が高齢化しているが、新しいリーダーの確保が難しくなっています。
- ・地区ごとの課題が異なっている中で、高齢者福祉分野では、11行政区それぞれが抱えている地域生活課題に対する具体的取り組みを掲げた「地域プラン」を作成しており、自分たちで地域生活課題を解決する取り組みが進められています。
- ・町では地区公民館や自治会の活動の周知を図り、地域活動の活性化及び認知度の向上に取り組んでいます。

◎地域活動の活性化を推進するために、活動の見える化や自治会の加入促進も含め地域活動に参加しやすい環境づくりを推進する必要があります。

（地域活動の担い手について）

- ・ボランティア参加率は10%程度、ボランティアに参加しない理由では、「時間に余裕がないから」という回答が非常に多いです。
- ・しかし、中には「どこでどんな活動をしているかわからない」という声も20%余りあります。
- ・民生委員・児童委員数は定数を満たしておらず、6地区で欠員があります。民生委員・児童委員の確保が必要となっています。
- ・町では、社会福祉協議会のボランティアセンターで、ボランティア相談や登録ボランティアの紹介、ボランティアのマッチング等を行い活動を推進しています。また、ボランティア情報は社協だよりをとおして広報しています。

◎ボランティアや地域活動について、活動内容の発信強化を行うなど、町民が情報を得やすくなり、気軽に参加できるような工夫が必要です。

（地域福祉に関する町民の声）

- ・地域福祉に対する町民の声をみると、隣近所に「手伝ってほしいこと」（受け手側）、「手伝ってもよいこと」（支える側）ともに、「災害時の手助け」、「安否確認の声かけ」が多くなっています。
- ・福祉のまちづくりで必要なこととしては、「高齢者、ひとり親家庭、障がいのある方への支援」、「高齢者等の見守り活動」、「災害時の避難支援」が高いです。
- ・北谷町を「住みよい」と感じる人は80%余りを占めていますが、町民は、「町民参加のまちづくり」や「コミュニティ活動の充実」には関心が薄く、重要度が低い状況にあります。

◎町民は、「見守り」や「災害時の手助け」など、“支えあい”の必要性は感じているようですが、生活の中で地域コミュニティ等への関心が薄いため、「支えあいのある北谷町で良かった！」と感じるためにはどんな取り組みが必要か検討しなくてはなりません。

第3章 地域福祉計画の基本的な方向性

1. 計画の基本理念

○基本理念

きにかけあい つながりあい ささえあい 「あい」を紡ぐまち ちゃたん

様々な人が住む地域社会において、私たちは、多くの人たちと話し、ふれあい、関わりあって暮らしています。そして時には生活の中で支えられたり、また支える側となることもあります。

その相手は、年上であったり、年下であったり、あるいは子どもであったり、高齢者であったり、男性であったり、女性であったり、外国人であったり、障がい者であったり、県外の人であったり、家族であったり・・・いろいろな人と支えあって生活しています。これまではそういう機会がなかった人も、今後、誰かと支えあっていく可能性があります。

隣近所のつながりが希薄化している現代ですが、多様な人たちとの何気ない支えあいが町民に広がっていくように、隣近所での「きにかけあい」「つながりあい」「支えあい」といった、「“あい”のある北谷町」を理想像として、多くの町民が「“あい”」を紡ぎ、紡いだ「“あい”」が北谷町一面に広がることで、その先にある「地域共生社会の実現」を目指します。

2. 計画の基本目標

基本目標1 地域参加がしやすい仕組みづくり

地域支えあいには、多くの町民の地域参加からはじまります。町民が地域活動を身近に感じたり、気軽に地域参加できるよう、自治会や地域活動について知る機会を強化するほか、人にやさしいまちづくりや移動手段の充実により、参加しやすく、参加したくなる環境づくりを推進します。

また、活動の「担い手」としての参加も増えていくことが理想であり、活動の担い手確保や育成を図るほか、町内の地域団体、町内企業、社会福祉法人も含めた「町民」が参加する地域福祉活動を推進します。

基本目標2 共に生きるための仕組みづくり

地域での支えあいの仕組みは、各地区で地域生活課題を把握し、その解決のために自分たちでできることを展開しながら、支援が必要な時には公助が関わり制度やサービス提供につないでいく仕組みです。地域での課題解決を行う仕組みと、相談からサービスや制度につなぐ仕組み、さらに、課題を持つ町民に寄り添いながら支援を継続する仕組みを構築していきます。

また、つながりのある地域づくりを図るため、様々な交流機会や居場所づくりを推進し、町民同士がふれあい、つながるきっかけとなる取り組みを推進します。

さらに、様々な属性の方々が多様性を互いに認めあうために、多様性の理解啓発や福祉教育を推進します。

基本目標3 ささえるための仕組みづくり

町民が抱える地域生活課題は複雑化・複合化してきており、適切な支援のためには一人ひとりに寄り添いながら、関係課・関係機関が横断的に関わりあって、包括的な支援を行う必要があります。このため、包括的な視点に立った相談から具体的支援につなげ、一人ひとりに寄り添いながら支援する体制づくりを推進します。

また、生活困窮やひとり親家庭、ひきこもりなど、様々な困難を抱える人への見守りと自立支援・孤立防止などを推進し、誰一人取り残さない地域社会づくりに努めます。

さらに、子どもの権利や判断能力が不十分な方の人権を守るため、権利擁護や虐待防止を推進します。

基本目標4 安全安心に過ごすための仕組みづくり

地域防犯や地域防災を推進し、地域の見守りや声掛け、災害時の地域の助けあい、一人では避難できない方のための避難行動支援体制を整え、安全安心に過ごせる備えある地域づくりを推進します。

3. 施策の体系

(別ファイルの体系図A 3 版を参照)

4. 重点施策

本計画は、前述の施策体系に基づき取り組みを進めるところであるが、本町で初めての地域福祉計画・地域福祉活動計画を進めるにあたっては、地域づくりの第一段階として、「我が事・丸ごと」の視点を踏まえ、「地域福祉の意識を育むこと」（我が事）と「町も町民もみんなでみんなを支えあう仕組みを構築すること」（丸ごと）に焦点をあて、特に以下に掲げる施策について、「重点施策」として積極的に取り組みます。

重点施策１：地域情報の発信

町では、地域活動参加者が減少しており、アンケート調査でも地域活動の参加割合は20%程度になっていました。参加していない理由としては、家庭のことや仕事のことで忙しいためという回答が大半を占めていますが、中には「地域で何をやっているかわからないから」と、地域活動について知らないことを理由に挙げる声も見られました。

福祉の枠にとらわれず、防災、防犯、教育など地域と密接に関係する事柄や地区公民館及び自治会の活動内容の報告、地域で活躍する人の声などの地域情報の発信を支援するとともに、町の公式ホームページでの紹介等、地域活動への参画の入り口となりやすい分野の情報発信に努めます。

また、個人同士のつながりやSNSによるコミュニティを通じた新しい情報発信の形についても調査研究を行います。

重点施策２：地域で支えあう仕組みの構築推進

地域での支えあいの仕組みは、各地区が地域課題を把握し、その解決のために自分たちでできることを展開しながら、支援が必要な時には公助に関わり制度やサービス提供につないでいく仕組みです。地域での課題解決を行う仕組みと、相談からサービスや制度につなぐ仕組み、さらに、課題を持つ町民に寄り添いながら支援を継続する仕組みを構築していきます。

また、町では現在も社会福祉協議会のコミュニティソーシャルワーカーが各地区の地域支援や個別支援の取り組みに関わりながら、地域での課題解決に取り組んでいます。さらに、町の高齢者分野では、11地区がそれぞれ「地域プラン」を作成し、地域における高齢者を取り巻く困りごとへの対応策を町民、各団体、行政が協働で実施しています。

現在、地域で行っている支えあいの取り組みを総合的につなぎながら、地域福祉の支えあいの仕組みを構築していきます。また、地区ごとの課題を把握し、情報共有することで、地域課題を解決する仕組みを拡充し、属性にとらわれず世帯丸ごとを対象とした支えあいの仕組みの構築を目指します。

重点施策３：福祉教育の推進

アンケート調査では、地域福祉推進のために町が取り組むべきこととして、子どもたちへの福祉教育を上げる声が多くなっていました。子どもの頃からの福祉講話や福祉体験などを通して、福祉意識が醸成されることが期待されます。

アイマスクや車いす等の福祉体験、認知症サポーター養成講座の開催等、学校教育と社会福祉協議会や関連機関等と連携し、声をかけあうことやつながりの大切さを知ることなどやさしい心を育む福祉教育の充実を図ります。

重点施策４：包括的相談支援体制の構築

現代においては、世帯が抱える困りごと・課題は複雑化・複合化しており、支援も分野を超えて横断的な対応を必要とするケースが少なくありません。国では世帯丸ごとを支援する体制整備として、包括的な支援や重層的な支援を打ち出しており、町においてもこういった支援体制を構築し、一人ひとりに寄り添いながら支援していけるように図る必要があります。

包括的な支援体制を推進するにあたり、支援の入口となる「包括的相談支援」の体制構築を目指します。また、町社会福祉協議会の「総合相談」及びコミュニティソーシャルワーカーによるアウトリーチ相談支援を強化し、相談から伴走型支援へと確実につなぐ体制を構築します。

庁内の各相談窓口の職員の資質向上及び包括的相談支援の意識啓発、包括的展開のためのつなぎの実施など、対応力の強化を図るとともに総合相談窓口の設置など、組織の改編についても調査研究を行います。

重点施策５：成年後見制度利用促進に向けた体制構築

認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者で判断能力が不十分な方々の権利や財産を守っていくことが大切ですが、成年後見制度の周知度は高くないほか、今後も続くと予測される超高齢社会においては、成年後見制度の利用が一層増えていくものと考えられます。そのような中で、国では「成年後見制度利用促進法」により、市町村においても成年後見制度に対応する体制整備を求めています。

町の現状としても整備が必要であり、成年後見制度に係る中核機関及び協議体の設置、個別支援体制の確立等、町の成年後見制度の推進体制の整備を図るとともに、潜在化が予想される対象者へのアプローチや情報提供方法の検討を行います。

重点施策６：避難行動要支援者の支援体制の構築

万が一の災害時に備え、一人ひとりが家庭での防災対策を行うことのほか、地域防災の観点から、災害時における地域の助けあいや避難支援に取り組んでおくことも大切です。その中で、自ら避難することが困難な方については、避難行動要支援者として、関係者や地域住民との協力のもと、避難できるような体制づくりが必要です。

避難行動要支援者の登録促進や普段利用しているサービス事業者と連携し避難行動要支援者個別計画の作成を推進するとともに、地域で日頃から見守りつつ災害時には避難支援に取り組めるよう地域への情報提供のあり方について調査・検討します。

5. 計画の成果指標

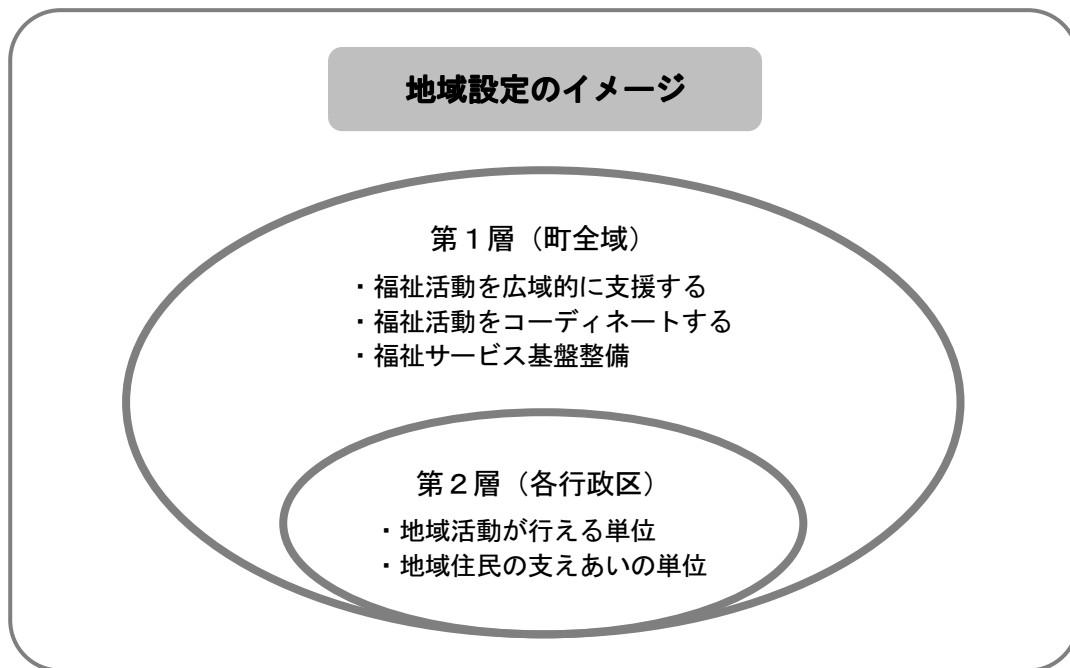
本計画の取り組み効果を確認するため、以下の成果指標を設定し、計画期間での目標達成を目指します。

関連する 基本目標	成果指標		現在	成果目標 (令和8年度)
	内容	指標		
基本目標1 関連	自治会に加入していない理由	関心がない	15.0%	10.0%
	民生委員・児童委員の認知度	自分の地区の民生委員・児童委員を知っている	19.2%	50.0%
	ボランティア活動への参加状況	参加している＋以前は参加していたが、現在は参加していない	26.6%	40.0%
基本目標2 関連	コミュニティソーシャルワーカーの認知度	どういう仕事をしてるか、だいたいわかる	7.7%	17.7%
	隣近所の人とのつきあいについて	つきあいは全くしていない、したくない	3.4%	2.3%
基本目標2 及び 基本目標3 関連	北谷町社会福祉協議会の認知度	知っており、事業等の利用又は活動に参加したことがある＋知っているが事業等の利用又は活動に参加したことはない	41.7%	60.0%
基本目標3 関連	支援が必要となった場合にサービスを受けるための方法	ある程度知っている＋知っている	62.2%	70.0%
	就職・生活支援パーソナルサポートセンターの認知度	知らない	76.3%	50.0%
基本目標4 関連	最寄りの一時避難場所等を知っているか	知っている	63.6%	75.0%

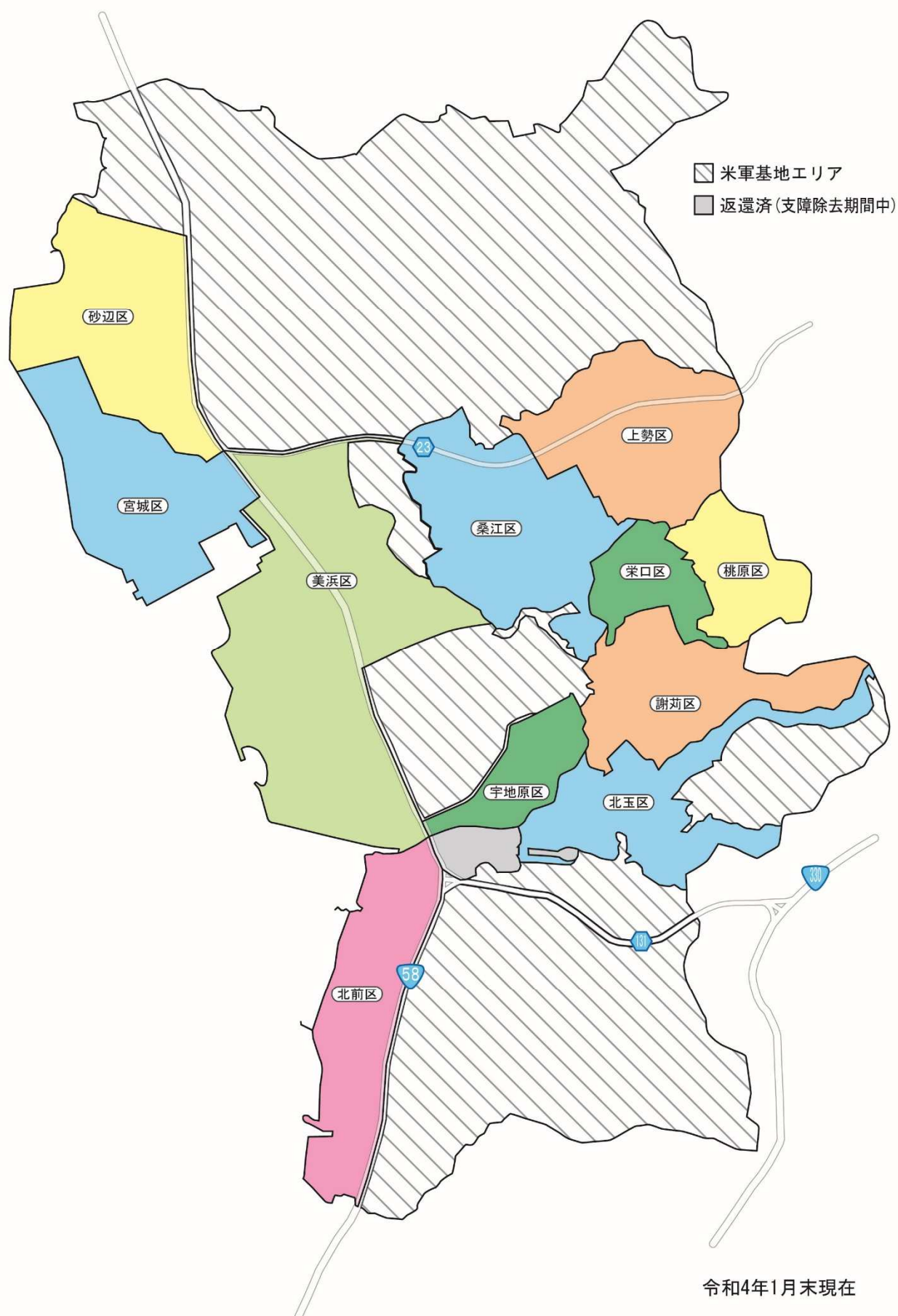
6. 地域の範囲

北谷町では、地域福祉を推進する上で、地域の範囲について町全体を「第1層」と設定するほか、各行政区単位を基本圏域として「第2層」と設定し、町全体に係る福祉活動の支援やサービス提供、各種支援体制の構築は第1層として取り組み、地域づくりや支えあいは第2層を中心に組みながら、地域支援や個別支援の解決に向けては第1層と第2層のネットワークを形成し、つながりをもって協働で、地域の支えあいを推進します。

地域設定のイメージ



(1) 北谷町の圏域（行政区単位：第2層）



第4章 今後の施策

基本目標 1 地域参加がしやすい仕組みづくり

基本目標 1 の内容

- (1) 地域に「参加しやすい」環境づくり
- (2) 地域活動に携わる多様な担い手の確保・育成

(1) 地域に「参加しやすい」環境づくり

地域支えあいには多くの町民の地域参加からはじまります。町民が地域活動を身近に感じたり、気軽に地域参加できるよう、自治会や地域活動について知る機会を強化するほか、人にやさしいまちづくりや移動手段の充実により、参加しやすく、参加したくなる環境づくりを推進します。

また、地域には、自治会や民生委員・児童委員の活動を通して地域住民への福祉情報提供を行うこと、町民には、隣近所とのあいさつや関わりあいを大切にするなどなどを期待します。

【取り組み】

■町の取り組み■

①地域参加しやすい環境づくり【社会教育課、福祉課、生涯学習プラザ、保健衛生課】

地区公民館等を活用して実施されている各世代や各属性を対象とした様々な活動や行事を見える化し周知することで町民が地域活動に参加しやすい環境づくりに取り組みます。

町民のライフステージに沿った保健事業、生涯学習機会の提供、スポーツ活動、介護予防事業等の町の事業や町民主体のサークル等の多様な活動の場との連携など、町民が活動しやすいきっかけづくりに取り組むことで、つながる機会の促進を図ります。

②地域情報の発信【福祉課、社会教育課、生涯学習プラザ、町長室】

福祉の枠にとらわれず、防災、防犯、教育など地域と密接に関係する事柄や地区公民館及び自治会の活動内容の報告、地域で活躍する人の声などの地域情報の発信を支援するとともに、町のホームページでの紹介等、地域活動への参画の入り口となりやすい分野の情報発信に努めます。

各行政区の人口構成や地域資源、地域活動などを地域の団体と共有することで、地域活動の促進を図ります。

③ひとにやさしいまちづくりの推進【都市計画課、土木課】

新たに整備する道路や歩道、公園、公共建築物等については、「沖縄県福祉のまちづくり条例」に基づいた整備を図るとともにユニバーサルデザインを推進し、誰もが利用しやすい施設整備に取り組みます。また、既存の公共施設のバリアフリー化については、利用者や地域住民からの要請を踏まえて、必要な改修に取り組みます。

④移動手段の確保【企画財政課、福祉課】

高齢者や障がい者等の交通弱者における社会参加の機会を増やすため、交通ニーズを把握するとともに、町民同士の支えあいによる移動支援について検討します。

また、民間のタクシーや福祉タクシー、北谷町コミュニティバス(C-BUS)をはじめとする北谷町に存在する公共交通の情報を「みつばちでちょう」等により広く提供し、必要としている方が利用できるよう取り組みます。

■社会福祉協議会の取り組み■

①地域活動やボランティア活動の取り組み発信

社会福祉協議会のホームページや広報誌、SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)など各種媒体を活用し、各自治会や企業、事業所、ボランティア団体等の地域活動等の周知・広報を行い、地域活動やボランティア活動の参加促進を図ります。

②地域で町民同士の顔が見える仕組みづくりの推進

ふれあいサロン活動、見守り活動など、町民同士が交流したり、活動のきっかけとなる取り組みを推進します。また、地域で町民同士や関係団体の顔の見える関係づくりを推進するため、社会福祉協議会職員の専門性を活かした人と人をつなげるネットワーク構築の提案を積極的行います。

③地域共助による移動に関する取り組み支援

福祉ニーズに基づき地域住民や関係機関と連携し、移動に関する地域の取り組みを検討・支援します。

■地域及び関係団体に期待すること■

- 自治会や民生委員・児童委員などは、自治会報や訪問活動などを通じて、地域住民に福祉情報の提供を行いましょう。
- 転入者に対して、自治会や地域の関係団体(老人クラブ、子ども会など)への加入を勧めましょう。

■町民に期待すること■

- 隣近所の人とあいさつなどを通して、隣近所との関わりをつくりましょう。
- 隣近所でサービスなどを必要としている町民に情報を提供しましょう。

(2) 地域活動に携わる多様な担い手の確保・育成

地域活動に参加するだけでなく、担い手が増えていくと、地域づくりが活性化し、担い手の身近な人もまた、担い手の側に回ることも期待されます。活動の担い手となるきっかけづくりや養成講座等を行うほか、民生委員・児童委員の確保、地域団体への参加促進を図るとともに、町内企業や社会福祉法人も町民として参加協力していただけるように推進します。

また、地域には、日頃から町民同士の交流機会や福祉について学ぶ機会をつくること、町民には、地域や福祉に関心を持ち、出来ることから始めていくことなどを期待します。

【取り組み】

■町の取り組み■

①活動のきっかけづくり【社会教育課、生涯学習プラザ、保健衛生課、福祉課、子ども家庭課】

多世代が地域活動に参加する中で、参加する側から運営する側であったり、支えられる側から支える側などを経験し、一人ひとりができることから始めることで、将来の担い手となるよう機会づくりに努めます。

また、若い世代が高齢者の経験を活かした地域活動を引き継いでいくきっかけとなるような活動を推進します。

- ・地域の新たな担い手としての役割の周知と参画促進（福祉課）
- ・放課後子ども教室の支援員（社会教育課）
- ・児童館事業（子ども家庭課） など

②各種養成講座等による人材の育成、確保【福祉課、子ども家庭課、保健衛生課、社会教育課、生涯学習プラザ】

地区公民館において実施している町民の生活課題解決のための地区公民館講座を今後も開催します。生涯学習プラザでは、関係団体との連携による講座の充実を図っており、今後も町民のニーズに沿った学習機会の提供に取り組むとともに、北谷町生涯学習人材バンクの活用により人材の育成や確保に取り組みます。

また、福祉分野等の各種養成講座や研修会の開催により社会福祉協議会、福祉関係団体との連携し、各種福祉人材の育成支援に取り組めます。

- ・認知症サポーター養成講座 介護予防サポーター養成講座 手話奉仕員養成講座（福祉課）
- ・食生活改善推進員・母子保健推進員・ゲートキーパー養成講座（保健衛生課）
- ・ファミリーサポートセンター子育てサポーター養成研修会（子ども家庭課）

③民生委員・児童委員の確保・活動支援【福祉課】

地域住民の立場に立った「相談・支援者」である民生委員・児童委員の確保のため地域における民生委員・児童委員の活動の見える化を図り、広報誌等の広報媒体活用、自治会への働きかけなどを行います。

民生委員・児童委員の活動強化や資質向上のための支援を行います。

④地域団体の活動への支援、参加促進【社会教育課、子ども家庭課、福祉課】

老人クラブや社会教育団体及び母子寡婦福祉会等の各地域団体の活動を支援し、団体の活性化を推進するとともに、地域団体への参加促進を図ります。

⑤町内企業や各種団体の地域活動への協力【福祉課】

町内企業や社会福祉法人等が地域の社会資源として地域福祉に参画する意識の醸成及び仕組みづくりに取り組みます。

■社会福祉協議会の取り組み■

①地域人材の育成、確保

地域福祉活動の中核となる人材育成のため、民生委員児童委員協議会、社会福祉法人、子ども育成会、NPO団体等の関係機関と連携し、活動支援に取り組みます。また、地域福祉に興味を持つ町民や企業等が地域活動の参加につながる環境づくりを推進します。

②地域活動、ボランティア活動への理解促進

福祉まつり等のイベントを活用してボランティア活動、地域活動の意義や担い手の必要性について周知を行います。また、社会福祉協議会のホームページや広報誌などにおいて発信している地域福祉活動、ボランティア活動の情報の拡充に努めます。さらに、赤い羽根共同募金の活動など、寄付や物品の提供を通じた参加方法もあることなどを積極的に町民等へ呼びかけます。

③ボランティア活動をコーディネートする機能強化

ボランティアを求めている町民や地域と、ボランティアをしたい町民・団体・事業所の情報やニーズを把握し、より多くマッチング・コーディネートできる仕組みを検討します。また、ボランティア活動に関する相談・登録・マッチング・コーディネートを行うと同時に活動に関する情報の収集や提供を行います。

④ボランティアプラットフォームの実施

ボランティア同士が交流する機会づくりを行い、交流によるボランティアへの意欲向上、情報共有、活動の活性化を図ります。

また、ボランティアに関心のある方や参加されている方が集い、情報提供・交流を行う場として「ボランティアプラットフォーム」を実施します。

⑤町内企業や各種団体等の地域活動への協力

町内企業や社会福祉法人、NPO団体等が地域の社会資源として地域福祉に参画する意識の醸成及び仕組みづくりに取り組みます。

■地域及び関係団体に期待すること■

- 自治会や地域団体等は、日頃から町民同士が交流できる機会をつくりましょう。
- 地域や職場で福祉について学ぶ機会をつくりましょう。

■町民に期待すること■

- 地域活動やボランティア活動に関心を持つようにしましょう。
- 地域や福祉に関心をもち地域活動やボランティア活動について、できることから始めましょう。

基本目標 2 共に生きるための仕組みづくり

基本目標 2 の内容

- (1) 共に支えあえる地域の仕組み構築
- (2) みんなが『つながる』機会づくり（居場所づくりの推進）
- (3) 地域で共に生きるための住民意識の向上

(1) 共に支えあえる地域の仕組み構築

支えあいの仕組みは、各地区が地域課題を把握し、その解決のために自分たちでできることを展開しながら、支援が必要な時には公助が関わり制度やサービス提供につないでいく仕組みです。地域での課題解決を行う仕組みと、相談からサービスや制度につなぐ仕組み、さらに、課題を持つ町民に寄り添いながら支援を継続する仕組みを構築していきます。

また、地域には、日常的な見守りや声かけ助けあい活動などの取り組みや、困りごとがあれば相談窓口を利用するよう声を掛けあうこと、町民には、隣近所とあいさつを交わしたり、「ゆるやかな見守り」を行うことを期待します。

【取り組み】

■町の取り組み■

①地域で支えあう仕組みの構築推進【福祉課、子ども家庭課】

地域で行っている支えあいを総合的につなぎながら、地域福祉の支えあいの仕組みを構築していきます。

地区ごとの課題を把握し、情報共有することで、地域課題を解決する仕組みを拡充し、属性にとらわれず世帯丸ごとを対象とした支えあいの仕組みの構築を目指します。

②ICTを活用した支えあいの仕組みづくり【福祉課、社会教育課、生涯学習プラザ、情報政策課】

スマートフォンを持つ高齢者も増えていることから、多世代の交流やつながりづくり、支援を必要とする人と支援を提供できる人のマッチングなどICTを活用した支えあいの仕組みづくりについて、検討します。

- ・高齢者向けデジタル活用講座
- ・ICTを活用した見守りの強化
- ・WEB等を活用したおしゃべり会 など

■社会福祉協議会の取り組み■

①地域で支えあう体制づくり、活動展開への支援

地域住民主体でその地域の課題をネットワーク会議等で把握・共有し、その解決のために自分たちでできることを展開、実施していくことを基本とした取り組みを推進するとともに、各自治会に対して『地域支えあい活動委員会』設置に向けた働きかけを行います。

②コミュニティソーシャルワーカーの適正配置【コミュニティソーシャルワーク事業】

地域住民の主体的な活動をサポートすると共に、多様な社会資源等とのネットワークを形成した福祉活動や地域における見守り・支えあい活動を充実させていくためには、その推進役を担うコーディネーターの養成と適正な配置が不可欠です。そのため、中学校区に2人の「コミュニティソーシャルワーカー」を配置し、地域から寄せられる多様な生活課題に柔軟に対応するコミュニティソーシャルワーク機能の拡充や地域の実情に応じた事業展開を図るなど地域福祉の推進体制の強化に努めます。

③生活支援コーディネーターの配置

北谷町より生活支援体制整備事業を受託し、生活支援コーディネーターによる町内の高齢者支援のニーズと地域資源の状況を把握、及び地域支援や個別支援、協議体への参加を行います。

④小地域福祉活動団体支援の実施

地域福祉活動を推進し、自治会を中心とした町民参加型の小地域ふれあいネットワークを築くために展開されている「小地域福祉活動」を支援し、誰もが安心して生活できる福祉のまちづくりを目指します。

■地域及び関係団体に期待すること■

- 地域の日常的な見守りや助けあい活動などに取り組みましょう。
- 困りごとがあれば、行政や自治会、社会福祉協議会などの相談窓口を利用するように声をかけあいましょう。

■町民に期待すること■

- 地域における見守りや助けあい活動について、買い物や散歩などをしながら近所の様子をうかがい、あいさつを交わすなど「ゆるやかな見守り」を行いましょう。

(2) みんなが『つながる』機会づくり（居場所づくりの推進）

地域のつながりの希薄化がみられる中、社会的孤立を防ぎ、つながりのある地域づくりが必要です。様々な活動を通じた交流機会の拡充や、居場所づくりを推進し、町民同士がふれあい、つながりと支えあいのある地域環境を整えます。

また、地域には、活動や行事を通して日頃から町民同士が交流できる機会をつくること、町民には、地域で開催されている行事や興味があるイベントへの参加を期待します。

【取り組み】

■町の取り組み■

①地域のつながり・交流等機会の拡充

ア)活動・交流の場の充実【社会教育課、生涯学習プラザ、文化課、子ども家庭課、福祉課】

伝統文化継承活動、地区公民館講座、スポーツ関連イベント、文化・芸術関連イベントを開催し、地域の交流や世代間交流、町民同士のふれあいの機会を提供します。

各種交流等活動を充実し、町民同士の交流機会・つながりの機会が得られるように図ります。

イ)住民主体の活動による交流の促進【社会教育課、生涯学習プラザ】

地域住民が自ら行うスポーツ活動、サークル活動、文化活動等を通して、仲間づくりや交流の機会が図られるよう自主的な活動を支援します。

ロ)コミュニティ・スクールの推進による地域活性化の推進【社会教育課、学校教育課】

学校と地域住民がともに協働しながら子どもたちの豊かな成長を支えていくコミュニティ・スクールの推進し、地域とのつながりづくりを図ります。

②居場所づくりの推進【福祉課、子ども家庭課、社会教育課】

それぞれの対象に応じた居場所づくりを推進するため、地区公民館、放課後児童クラブや児童館、各種サークル活動などで地域の居場所が確保され、人と人のつながりが保てるよう、継続して支援を行います。

- ・地区公民館
- ・放課後児童健全育成事業（子ども家庭課）
- ・放課後子ども教室（社会教育課）
- ・地域子育て支援センター（子ども家庭課）
- ・児童館（子ども家庭課）
- ・地域活動支援センター（福祉課）
- ・貯筋クラブ（福祉課） など

③誰もが交流できる居場所づくり（フリースペース、福祉活動の小さな拠点の充実等）【社会教育課、福祉課、子ども家庭課、学校教育課】

地域づくりを推進するにあたり、介護、障害、子ども、生活困窮の各分野において実施されている既存の地域づくりに関する事業の取り組みを活かしつつ、世代や属性を超えて交流できる場や居場所についても地域資源を活用しつつ、町民が気軽に集う場の確保を検討します。

児童館や老人福祉センター、生涯学習プラザ等の地域資源の活用や連携により、誰もが交流できる居場所づくりについて検討するほか、現在の居場所づくり関連事業において、属性を超えた交流方法について検討します。

■社会福祉協議会の取り組み■

①ボランティアプラットフォームの実施（再掲）

ボランティア同士が交流する機会づくりを行い、交流によるボランティアへの意欲向上、情報共有、活動の活性化を図ります。また、ボランティアに関心のある方や参加されている方が集い、情報提供・交流を行う場として「ボランティアプラットフォーム」を実施します。

②居場所づくりの推進への協力支援

関係機関と連携し、多様な地域資源を活用した居場所づくりを推進するため、社会福祉協議会職員の専門性を活かした人と人をつなげるネットワーク構築の提案を積極的行います。

③小地域福祉活動団体支援の実施（再掲）

地域福祉活動を推進し、自治会を中心とした町民参加型の小地域ふれあいネットワークを築くために展開されている「小地域福祉活動」を支援し、誰もが安心して生活できる福祉のまちづくりを目指します。

■地域及び関係団体に期待すること■

○自治会や地域団体等は、日頃から町民同士が交流できる機会をつくりましょう。

■町民に期待すること■

○地域で開催されている行事やボランティア活動等、興味があるイベントに参加しましょう。

(3) 地域で共に生きるための住民意識の向上

子ども、大人、高齢者、認知症を抱える人、介護が必要な人、障がい者、外国人、LGBT(性的マイノリティ)など、様々な人たちが地域で暮らしています。多様性を認めあいながら共に支えあって暮らす「地域共生社会の実現」を目指し、多様性の理解啓発や福祉意識の向上を図ります。

また、地域には、福祉について学ぶ機会をつくること、町民には、一人ひとりの個性や違いについて考える機会を持つことを期待します。

【取り組み】

■町の取り組み■

①多様性(ダイバーシティ)の理解、人権の啓発【町長室、福祉課、子ども家庭課】

高齢者、障がい者、子ども、生活困窮者、外国人、性的マイノリティ等について、全ての人の人権が尊重され地域で共に支えあいながら生きる社会を実現するため、人権の尊重や多様性の理解について啓発を行います。

②地域住民への福祉意識啓発【福祉課、子ども家庭課、保健衛生課、学校教育課】

地域の支えあいによる福祉の意識啓発を図るため、児童福祉週間、障がい者週間、人権週間、自殺予防週間等の機会を通じ広報誌や講演会等により福祉に対する啓発活動を行います。

日頃から町民同士の交流やつながりがうまれ、広がっていくよう、家庭や地域、学校等、支えあいの大切さを学習する機会づくりを推進します。

③福祉教育の推進【福祉課、学校教育課】

アイマスクや車いす等の福祉体験、認知症サポーター養成講座の開催等、学校教育と社会福祉協議会や関連機関等と連携し、声をかけあうことやつながりの大切さを知ることなどやさしい心を育む福祉教育の充実を図ります。

■社会福祉協議会の取り組み■

①福祉教育の推進

行政や教育委員会、関係機関と連携しながら、学校現場などにおいて福祉教育推進を目的とした福祉講話や学習会などを行います。

②福祉意識の啓発広報活動

共に生きる地域社会を形成していくために、「社会福祉大会」や「福祉まつり」など町民が参加できる行事等をとおして、福祉意識の啓発や地域福祉に関する情報提供を行います。

■地域及び関係団体に期待すること■

○地域や職場で福祉について学ぶ機会をつくりましょう。

■町民に期待すること■

○一人ひとりの個性や違いについて、考える機会を持つようにしましょう。

基本目標3 ささえるための仕組みづくり

基本目標3の内容

- (1) 必要な人に適切な支援が届く体制構築
- (2) 様々な困難を抱えた町民への支援
- (3) 権利擁護の推進

(1) 必要な人に適切な支援が届く体制構築

町民が抱える生活課題は複雑化・複合化してきており、適切な支援のためには一人ひとりに寄り添いながら、関係課・関係機関が横断的に関わりあって、包括的な支援を行う必要があります。このため、包括的な視点に立った相談から具体的支援につなげる体制づくりを推進します。

包括的な相談から始まる支援体制の推進にあたっては、行政を主体とする支援体制のみならず、地域へのアウトリーチによる支援や民生委員・児童委員といった身近な地域での相談・つなぎ役とも連携し、町全体での包括的支援体制構築を目指します。

また、必要な人に必要な支援が届くように、福祉情報発信の充実を図るほか、より広く情報提供を行うため、様々な情報発信手法を検討し、実践につなげます。

地域には、自治会や民生委員・児童委員が地域の困りごとを受けるとともに、必要な支援機関になぐこと、町民には、困ったときは一人で悩まず、様々な窓口を利用することを期待します。

【取り組み】

■町の取り組み■

① 包括的相談支援体制の構築（一次相談の実施 相談の充実）

ア) 包括的相談支援体制の構築【福祉課、子ども家庭課、保健衛生課、学校教育課】

包括的な支援体制を推進するにあたり、支援の入口となる「包括的相談支援」の体制構築を目指します。

町の各相談窓口におけるたらい回しがないように職員のスキルアップと、町民に寄り添いながら相談を受ける意識啓発を行い、「断らない相談」の実現に取り組みます。

また、町社会福祉協議会の「総合相談」及びコミュニティソーシャルワーカーによるアウトリーチ相談支援と連携し、相談から伴走型支援へと確実につなぐ体制を構築します。

庁内の各相談窓口の職員の資質向上及び包括的相談支援の意識啓発、包括的展開のためのつなぎの実施など、対応力の強化を図ります。

イ) 身近な地域での相談【福祉課、子ども家庭課、保健衛生課、学校教育課】

包括的相談支援体制構築のため、地域の相談先である民生委員・児童委員や自治会長、社会福祉協議会コミュニティソーシャルワーカー、生活支援コーディネーター等と連携し、身近な地域での相談体制の構築に取り組みます。

②様々な手段での福祉関連情報の提供【福祉課、子ども家庭課、保健衛生課】

相談窓口や福祉サービス、各種制度の周知を図るため、町のホームページやSNS、広報誌を活用するほか、福祉分野で発行している「みつばちてちょう」をはじめとするパンフレット等による情報発信を継続して行います。

多言語対応、視覚・聴覚障がい者への対応等、情報の受け手の多様性を考慮した発信に努めます。

③重層的支援体制の整備推進【福祉課、子ども家庭課、保健衛生課、学校教育課、社会教育課】

重層的支援体制の構築に向けて、既存事業・施策を共有し、各事業・施策の横断的实施、属性を超えた情報の共有方法等について方針を策定します。

また、国の示す「重層的支援体制整備事業」に示されている取り組み(相談支援、参加支援、地域づくり支援、多機関協働)の実施準備を計画的に進めつつ、相談窓口の一元化等庁内相談体制整備についても検討します。

■社会福祉協議会の取り組み■

①コミュニティソーシャルワークを担う人材育成及び連携の推進

中学校区に2名のコミュニティソーシャルワーカーを配置し、困りごとをかかえる町民への早期発見のために、地域に出向いて把握します。また、専門性向上に努めます。地域の様々な困りごとに対応するため、民生委員・児童委員、自治会や地域福祉委員、見守り協定事業所等と連携・情報共有して把握に努め、地域の福祉課題解決に向けた話しあい・取り組みの仕組みづくりや適切な相談先への「つなぎ支援」の体制づくりを行います。

②重層的支援の推進（体制づくり、福祉サービス関係機関の情報共有など）

町が推進する重層的支援体制整備事業との連携を図るため、町と協議を重ねながら、既存事業の強化、活用及び新たな事業展開の検討などを行います。

■地域及び関係団体に期待すること■

○自治会や民生委員・児童委員は地域の困りごとを受けるとともに、必要な支援機関へつなぎましょう。

■町民に期待すること■

○困ったときは一人で悩まず、様々な窓口を利用しましょう。

○日常生活で交わす挨拶や自治会活動からの気づき、見守りを通じて、「ゆるやかな見守り」を行いましょう。

(2) 様々な困難を抱えた町民への支援

地域には、生活困窮やひとり親家庭、子育てでの孤立感を抱える方、ひきこもり、犯罪をくりかえす方、ホームレスの方など、様々な困難を抱える人が共に生活しています。制度やサービスの利用だけでなく、町内の関係機関とのネットワークを確保しながら、見守りと自立支援・孤立防止などを推進し、困りごとを抱える方々に寄り添いながら支援するように進めます。

また、地域では、解決が困難な困りごとを専門的な窓口につなぎ、地域と専門機関が協力しあっていること、町民には、身近な家族や友人などの相談相手となったり、相談窓口や福祉の情報を集めることなどを期待します。

【取り組み】

■町の取り組み■

①地域での支援体制の構築【福祉課】

様々な課題を持つ方は、自身で声をあげられないこともあることから、地域の見守り・支えあい活動や民生委員・児童委員等と連携し情報共有や相談先への「つなぎ支援」の体制づくりに取り組みます。

②生活困窮者自立支援制度の推進【福祉課】

生活困窮者自立支援一次相談窓口への相談員の配置を継続し、一層の周知を図るとともに、沖縄県、社会福祉協議会、パーソナルサポートセンター等の各種支援団体との連携を強化し、困窮世帯の自立支援に向けた取り組みを推進します。

③ひとり親世帯の支援の充実【子ども家庭課】

ひとり親世帯への相談支援、情報提供の充実に努めるとともに、ひとり親家庭が抱える課題を把握し、自立を促す支援策の検討につなげます。

④地域子育て支援センターの充実【子ども家庭課】

子育て支援センターが地域における仲間づくりや遊び・交流の場となっていることの周知・広報を一層拡充し、子育て家庭の孤立化予防や不安解消に努めます。

⑤就学援助制度の周知・普及【学校教育課】

就学援助制度の周知を図るとともに、年度ごとの申請を把握していない保護者もいることから、毎年度の申請が必要である旨の周知徹底を学校事務やスクールソーシャルワーカーと連携し行います。

⑥困難を抱えたひとへの支援【福祉課、保健衛生課、子ども家庭課、学校教育課】

ひきこもり、犯罪を犯した方、再犯をくりかえす方、ホームレスの方や生活保護受給者で身寄りのない方等については関係機関等と連携を図り、居場所の確保等必要な支援について取り組みます。

⑦自殺対策計画の推進【保健衛生課】

保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携を図り、全庁的に自殺対策を推進していきます。また、ゲートキーパー養成講座を開催し、身近な地域の支え手となる人材の確保に取り組みます。

■社会福祉協議会の取り組み■

①生活課題を抱えた町民への支援

相談窓口まで来ることができない、困りごとを抱えた人の情報をキャッチした場合は、コミュニティソーシャルワーカーが積極的に訪問し、支援につなげます。

様々な生活課題を抱える世帯等への相談支援を民生委員・児童委員、関係機関、企業・事業所など地域支援者と連携しながら取り組みます。また、必要に応じて生活福祉資金の貸付、法外援護費やフードドライブ(食糧品等給付事業)などの支援を行います。

②地域で気軽に交流できる場・居場所づくりの充実

関係機関と連携し、地域で気軽に交流できる場・多様な社会資源を活用した居場所づくり社会福祉協議会職員の専門性を活かした人と人をつなげるネットワーク構築の提案を積極的に行います。

③地域見守り隊事業の推進（再掲）

町内の企業・事業所と「見守り協定」を結び、地域で孤立しているまたは、孤立のリスクが高い方の早期発見、円滑な支援を行えるよう事業を推進します。

■地域及び関係団体に期待すること■

○地域での解決が困難な困りごとは専門的な窓口につなぐなど、専門機関と協力しながら、見守りや解決に向けて取り組みましょう。

■町民に期待すること■

○身近な家族や友人などの相談相手になりましょう。また、相談窓口や福祉の情報を集めたり、地域の民生委員・児童委員を知る機会をつくりましょう。

(3) 権利擁護の推進

認知症高齢者や知的障がい者等で判断能力が不十分な方の自立生活のための権利を守るため、権利擁護を推進します。このため、町社会福祉協議会の日常生活自立支援事業(県社協からの委託で実施)と成年後見制度を連動したものと捉え、それぞれの特性を活かして総合的な権利擁護支援を行えるように推進します

また、子どもの権利に関する条約の趣旨を踏まえ、大人が未来を担う子どもたち一人ひとりの権利を尊重するとともに、子どもにとっての最善の利益を目指して各施策に取り組みます。

地域には、制度利用が必要と思われる方を民生委員・児童委員などにつなぐことや、虐待などが疑われる場合に関係機関に通報すること、町民には、困ったときは一人で悩まず、様々な窓口を利用することや、虐待などが疑われる場合に関係機関に通報することを期待します。

【取り組み】

■町の取り組み■

①成年後見制度の周知・広報【福祉課】

成年後見制度について、町ホームページや広報誌を活用した周知・広報を行うほか、制度が必要となる方に対しては、パンフレットを用いて制度の説明、個別の相談対応、成年後見制度の申立支援などを行います。

②成年後見制度利用促進に向けた体制構築【福祉課】

成年後見制度に係る中核機関及び協議体の設置、個別支援体制の確立等、町の成年後見制度の推進体制の整備を図るとともに、潜在化が予想される対象者へのアプローチや情報提供方法の検討を行います。

③虐待及びDV防止対策の推進【福祉課、子ども家庭課、町長室、学校教育課】

児童、高齢者、障がい者への虐待及びDVの早期発見のため、虐待防止に関する町民の意識啓発に取り組むほか、関係課及び関係機関が連携したネットワークを構築します。

児童虐待については、すべての子どもの権利を擁護するために、子ども家庭総合支援拠点を設置し、相談支援体制の充実を図ります。また、既存の要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るほか、母子健康包括支援センターとの連携を強化し、切れ目ない支援の体制整備に努めます。高齢者や障がい者への虐待対応についても、児童虐待への対応を参考に虐待防止ネットワークづくりを行います。

また、障害や介護のサービス事業者、教育・保育施設の保育者(小中学校・幼稚園教諭、保育士、学童クラブの支援員等)に対し、虐待に関する知識の普及啓発、虐待の早期発見と連携先等について研修機会や情報の提供を行います。

DV被害者に対し、迅速かつ適切に対応するため庁舎内及び関係機関との連携を図り、組織的に対応します。

■社会福祉協議会の取り組み■

①日常生活自立支援事業の推進

沖縄県社会福祉協議会と連携し、高齢者や判断能力が不十分な方々に対する福祉サービスを利用する際の手続きや支払いなどのサポートを行う「日常生活自立支援事業」を推進します。また、今後、相談増加が見込まれることから、事業の運営が適切に行えるよう専門員や生活支援員の確保について行政と連携し、対応策を検討します。

②権利擁護の推進

日常生活自立支援事業や成年後見制度等の利用を推進するとともに、高齢者などの権利擁護の啓発活動を推進します。

■地域及び関係団体に期待すること■

- 町民で制度利用が必要と思われる方には制度利用につなげるために地域の民生委員・児童委員などを紹介しましょう。
- 虐待などが疑われる場合は、関係機関に通報しましょう。

■町民に期待すること■

- 困ったときは一人で悩まず、様々な相談窓口を利用しましょう。
- 虐待などが疑われる場合は、関係機関に通報しましょう。

基本目標 4 安全安心に過ごすための仕組みづくり

基本目標 4 の内容

- (1) 地域防犯対策の推進
- (2) 災害に備えた地域づくり

(1) 地域防犯対策の推進

安心して地域生活を送る上では、犯罪のない地域であることも大切です。地域においては、各家庭の防犯意識を高めるほか、地域が協力しあい、地域のつながりによる防犯対策を進めるように図ります。また、消費者被害・詐欺被害の防止などの対策を推進します。

地域には、関係機関との連携による地域の防犯活動に参加し、住民相互による見守り活動を行うこと、町民には、犯罪に巻き込まれないための知識や意識を高めたり、「あやしい」と思ったら、関係機関に連絡、相談することなどを期待します。

【取り組み】

■町の取り組み■

①地域と一体となった防犯対策の充実【基地・安全対策課、経済振興課、福祉課】

犯罪や消費者被害、詐欺被害に関する情報を把握し、地域への情報提供を行います。

防犯意識の普及啓発に努め、地域の一人ひとりが防犯の意識を持ち、地域のつながりによる安全・安心なまちづくりを目指します。

消費者被害、詐欺被害に関しては相談窓口の周知を図るとともに、警察や県民生活センター等の関係機関と連携した必要な支援を行います。

また、地域の防犯団体への支援を行うとともに、警察や地域、関係機関と連携した防犯パトロールを実施し、地域の安全確保に努めます。

警察や関係機関と連携し、町民の防犯意識の高揚を図るとともに、自治会が所有する保安灯の設置支援、振り込め詐欺や悪徳商法に対する啓発活動を推進する等、犯罪等の未然防止対策に取り組みます。

②「社会を明るくする運動」の取り組みへの協力【福祉課、社会教育課】

犯罪や非行のない明るい地域社会を築くことを目的とする「社会を明るくする運動」に協力し、犯罪のない安全な地域づくりを推進します。

③配慮が必要な方への支援【福祉課、経済振興課、基地・安全対策課】

認知症高齢者や障がい者等のなかで配慮を要する消費者が安心して過ごせるよう、クーリングオフの制度の周知や成年後見制度の利用促進等、被害やトラブルを未然に防ぎつつ、被害があった時に早期発見・早期対応できるよう関係機関と連携を図ります。

■社会福祉協議会の取り組み■

①防犯対策の取り組み推進

高齢者や判断能力が不十分な方々が、電話詐欺や悪徳商法等の犯罪に巻き込まれることがないように、ふれあいサロン活動や見守り活動などの多様な機会を通して犯罪手口に対する情報提供に努めます。

■地域及び関係団体に期待すること■

- 関係機関や地域と連携し、防犯パトロールなどの防犯活動に積極的に参加しましょう。
- 地域の防犯活動に参加し、住民相互による見守り活動を行いましょう。

■町民に期待すること■

- 犯罪に巻き込まれないための知識を高めましょう。
- 「あやしい」と思ったら関係機関へ連絡、相談するようにしましょう。

(2) 災害に備えた地域づくり

万が一の災害時に備え、一人ひとりが家庭での防災対策を行うことのほか、地域防災の観点から、災害時における地域の助けあいや避難支援に取り組んでおくことも大切です。防災に関する情報の提供や自主防災組織の結成などを進めるほか、一人では避難できない方のための避難行動支援体制を整え、災害に備えた地域づくりを推進します。

また、地域には自主防災組織と連携した防災訓練の開催、町民には、防災に関する取り組みに関心を持つことや地域の避難訓練などに参加することを期待します。

【取り組み】

■町の取り組み■

①災害に備えた意識の醸成【基地・安全対策課、福祉課】

防災マップの配布、広報誌及び町公式ホームページへの掲載、パネル展の実施等を通じて、災害リスクの高い区域や災害時の避難行動、災害への備え等について普及・啓発を図ります。災害時には町民同士が助けあいながら避難できるよう、避難行動要支援者への支援の意識啓発に取り組みます。

②防災情報の提供の充実【基地・安全対策課、福祉課、町長室】

防災行政無線の活用、町LINEアカウントの活用等により、防災情報の提供を行います。また、一人ひとりの特性(外国語、聴覚障害、視覚障害等)で、情報が入手しにくい方への情報提供・伝達方法を備えるように努めます。

ICTを活用した防災・災害時の情報発信手法について実施検討します。

③自主防災組織の結成及び育成支援【基地・安全対策課】

自主防災組織の各地区での結成を支援するとともに、防災訓練支援や防災説明会を開催し、組織の育成を促進します。

④避難行動要支援者の支援体制の構築【福祉課】

災害時において、特に配慮が必要な高齢者や障がい者等のうち、自ら避難することが困難な方については、避難行動要支援者の登録促進や普段利用しているサービス事業者と連携し個別避難計画の作成を推進するとともに、地域で日頃から見守りつつ災害時には避難支援に取り組めるよう地域への情報提供のあり方について調査・検討します。

⑤福祉避難所の確保【基地・安全対策課、福祉課】

支援を必要とする高齢者や障がい者、子育て家庭等の災害時の避難場所を確保するため、町内の福祉施設や医療機関等との連携により、福祉避難所の確保に努めます。

⑥要配慮者利用施設における円滑かつ迅速な避難の支援【基地・安全対策課、福祉課】

災害時に社会福祉施設、学校、医療施設等の要配慮者利用施設において、円滑かつ迅速な避難が図られるよう、町が実施する避難訓練への参加の呼びかけや必要な助言等を行います。

⑦防災訓練の実施【基地・安全対策課】

地域防災力を高めること及び町民の防災意識啓発・知識の普及のため、様々な状況を想定した防災訓練を実施します。

■社会福祉協議会の取り組み■

①災害に備えた取り組みの推進

災害時には、地域住民やボランティアによる主体的な活動が大きな力となることを踏まえ、平時より地域住民や関係機関等と連携した防災意識を高めるための啓発活動を推進します。また、災害発生時における「災害ボランティアセンター」の設置・運営に関するマニュアルや体制づくりに取り組みます。

②避難行動要支援者の支援体制への協力

町で把握している避難行動要支援者の情報を共有し、災害時における要支援者の安否確認や避難情報等の整理等に関係機関と連携して協力します。

■地域及び関係団体に期待すること■

○地域の自主防災組織と連携し、防災訓練などに参加協力しましょう。

■町民に期待すること■

○防災に関する取り組みに関心をもち、町広報誌やホームページなどから情報を得ましょう。

○地域の避難訓練などに参加しましょう。

第5章 成年後見制度利用促進計画

1. 成年後見制度について

(1) 成年後見制度とは

認知症、知的障害、精神障害などによって物事を判断する能力が十分ではない方(本人)について、本人の権利を守る援助者(成年後見人等)を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度です。

(2) 成年後見制度利用促進計画策定の背景と趣旨

近年、日本においては、高齢化の進行に伴う認知症高齢者の増加や一人暮らしの高齢者が増加する傾向があります。また、知的障害、精神障害においては、金銭の管理、サービス利用の決定や手続き等において、自らの判断が難しく、第三者による判断を必要とする方もいます。金銭管理等の支援に関連する事業の利用状況や相談状況を見ると、ニーズは高まってきており、成年後見制度を必要とする方々を支援する環境の整備が必要となっています。

このような中、国では平成28年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行され、基本理念として「成年後見制度の理念の尊重」、「地域需要に対応した成年後見制度の利用の促進」、「成年後見制度の利用に関する体制の整備」を掲げ、関係者や関係機関との連携や体制づくりを推進しています。

また、この法律では、「市町村成年後見制度利用促進計画」の策定に努めることとされており、町としても成年後見制度の利用に関する現状や課題把握を行い、制度利用の促進や必要な体制整備について計画的に取り組んでいくところであります。

2. 計画の位置づけ

(1) 法的根拠

成年後見制度利用促進法第14条第1項では、「市町村の講ずる措置」として、成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めることとされています。

成年後見制度利用促進法抜粋

(市町村の講ずる措置)

第十四条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見制度等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

(2) 国の「成年後見制度利用促進基本計画」

国では、成年後見制度利用促進法に基づき、国が講じる成年後見制度利用促進のための基本的な計画として、「成年後見制度利用促進基本計画」を平成 29 年 3 月に閣議決定しています。本計画は、国の基本計画を踏まえて策定しています。

【国：成年後見制度利用促進基本計画の概要】

＜国の基本計画のポイント＞

(1) 利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善

- ⇒財産管理のみならず、意思決定支援・身上保護を重視した適切な後見人等の選任・交代
- ⇒本人の置かれた生活状況等を踏まえた診断内容について記載できる診断書の在り方の検討

(2) 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

- ⇒①制度の広報②制度利用の相談③制度利用促進(マッチング)④後見人等の機能を整備
- ⇒本人を見守る「チーム」、地域の専門職団体の協力体制(「協議会」)、コーディネートを行う「中核機関(センター)」の整備

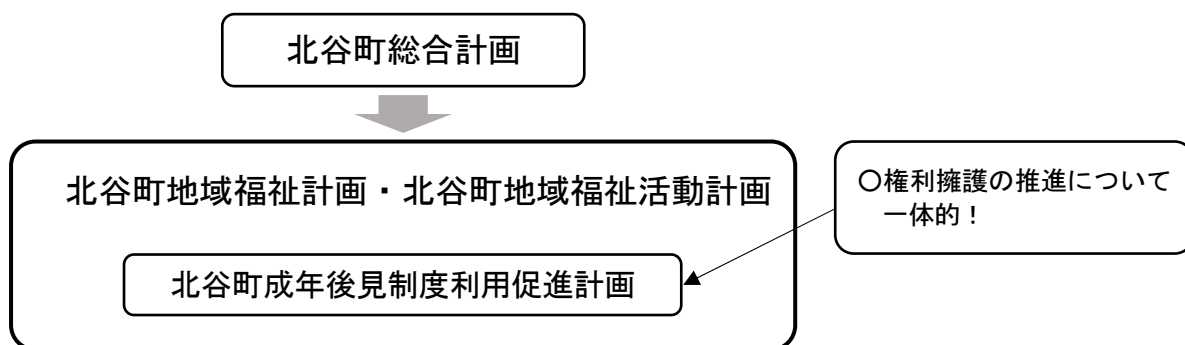
(3) 不正防止の徹底と利用しやすさとの調和

- ⇒後見制度支援信託に並立・代替する新たな方策の検討
- ※預貯金の払戻しに後見監督人等が関与

(平成 30 年 6 月 19 日厚生労働省 第 135 回市町村職員を対象とするセミナー資料より抜粋)

(3) 町その他計画との関係

本計画は、最上位計画である「北谷町総合計画」の目指す地域づくりの理念や方向性を基本としながら、「北谷町地域福祉計画・北谷町地域福祉活動計画」に掲げられている権利擁護の推進と一体的な位置づけとなります。



3. 市町村計画に盛り込む内容

国の成年後見制度利用促進基本計画においては、市町村計画に盛り込むことが望ましい内容として、以下を挙げています。本計画策定においても、以下の内容を踏まえて策定しています。

- (1) 地域連携ネットワークの3つの役割を各地域において効果的に実現させる観点から、具体的な施策等を定めるものであること。
- (2) チームや協議会等といった地域連携ネットワークの基本的仕組みを具体化させるものであること。
- (3) 地域連携ネットワークおよび中核機関の設置・運営、並びにそれらの機能の段階的・計画的整備について定めるものであること。
- (4) 既存の地域福祉、地域包括ケア、司法のネットワークといった地域資源の活用や、地域福祉計画など既存の施策との横断的・有機的連携に配慮した内容とすること。
- (5) 成年後見制度の利用に関する助成制度の在り方についても盛り込むこと。

また、市町村成年後見制度利用促進計画で掲げる体制づくりについては、以下の整備が必要です。

「市町村成年後見制度利用促進計画」で示す体制づくり

項 目	内 容
①権利擁護支援の地域連携ネットワーク	相談窓口から支援につなぐ仕組み
②チーム	本人を見守るチーム
③協議会	地域連携や体制づくりを進める合議体
④中核機関	地域連携ネットワークのコーディネートを担う

4. 町の現状と課題

●本町の現状

要介護・要支援認定者数	943 人 (R2. 3. 31)
*上記のうち認知症高齢者数	722 人 (R2. 3. 31)
18歳以上の障害手帳保持者数	療育手帳：178 人・精神障害者手帳：340 人
日常生活自立支援事業利用者数	14 人 (R3. 10. 30)
成年後見制度利用者数	35 人 (R3. 10. 1)
成年後見制度町長申立件数	9 件 <高：7 件、障：2 件> (H19～R2)
成年後見制度支援事業利用件数	4 件 <高：2 件、障：2 件> (H19～R2)

●課題

高齢化に伴い、本町においても要介護・要支援認定者数や認知症高齢者数が増加傾向にあります。また、知的障害者・精神障害者数も増加傾向となっています。介護保険サービス・障害福祉サービスの利用援助や日常生活の金銭管理等の支援から成年後見制度の利用に至るまでの支援が切れ目なく、一体的に確保されるよう体制整備が必要となっています。

5. 成年後見制度利用促進の具体的内容

(1) 目標の設定

【北谷町成年後見制度利用促進計画の目標】

「権利擁護の観点から、一人ひとりの備えと支える側の備えを整える。」

「地域の連携ネットワークを構築し、包括的に支援を行う。」

誰もが人権や財産などの権利が守られ、住み慣れた地域で本人らしい生活を守り、安心して暮らしていけるように、一人ひとりが権利擁護と成年後見制度について理解することと、成年後見制度を利用するための支援環境を整備するという、利用者、支援者側両方の備えを整えていきます。

支援者側の備えにおいては、成年後見制度利用や支援にあたっての地域連携ネットワークの構築を図り、必要な人を発見し、支援につないでいく機能や一人ひとりのケースに応じた支援を行います。

(2) 施策の柱

- ①成年後見制度についての広報・相談体制の充実
- ②中核機関の整備
- ③チーム・協議会の設置
- ④地域連携ネットワーク構築・運用

(3) 具体的施策

①成年後見制度についての広報・相談体制の充実

地域福祉計画や高齢者保健福祉計画、障がい者福祉計画に掲げる周知広報の取り組みを推進し、権利擁護と成年後見制度についての理解促進を図ります。

成年後見制度利用支援事業の周知・広報により、利用支援を行います。また、必要な人を利用支援事業につなぐように、関係者間への周知・啓発も行います。

②中核機関の整備

地域連携ネットワークを構築するにあたり、町の権利擁護・成年後見の中核となる機関が必要です。様々なケースに対応できる法律、福祉等の専門知識を持ち、地域の関係機関との連携・調整等を行う中核機関を設置します。

中核機関は、町福祉課に設置し、地域連携ネットワークの推進役としての機能を果たします。

③チーム・協議会の設置

地域連携ネットワークを構築するにあたり、本人を後見人と共に支える「チーム」での対応を進め、親族、福祉・医療・地域関係者及び後見人が協力しあい、日常的に本人を見守っていくかたちを基本とします。

また、個々の「チーム」での対応に加え、地域において、法律・福祉の専門職団体や関係機関がこれらのチームを支援する協議会を設置し、ケース会議の開催や多職種連携を行います。

④地域連携ネットワークの構築・運用

地域連携ネットワークでは、保健、医療、福祉のほか、司法も含めた連携の仕組みづくりを行います。中核機関と地域連携ネットワークの役割として、以下について推進します。

ア) 権利擁護支援の必要な人の発見・支援

権利擁護に関する支援が必要な人の発見に努め、速やかに必要な支援に結び付けます。

イ) 早期の段階からの相談・対応体制の整備

早期の段階から成年後見制度の利用について町民が身近な地域で相談できるよう、窓口等の体制を整備します。

ウ) 意思決定支援・身上保護の重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築

本人の意思、心身の状態及び生活の状況等を踏まえた運用を可能とする地域の支援体制を構築します。

また、地域連携ネットワークと中核機関においては、具体的に以下の機能を行います。

ア) 広報機能

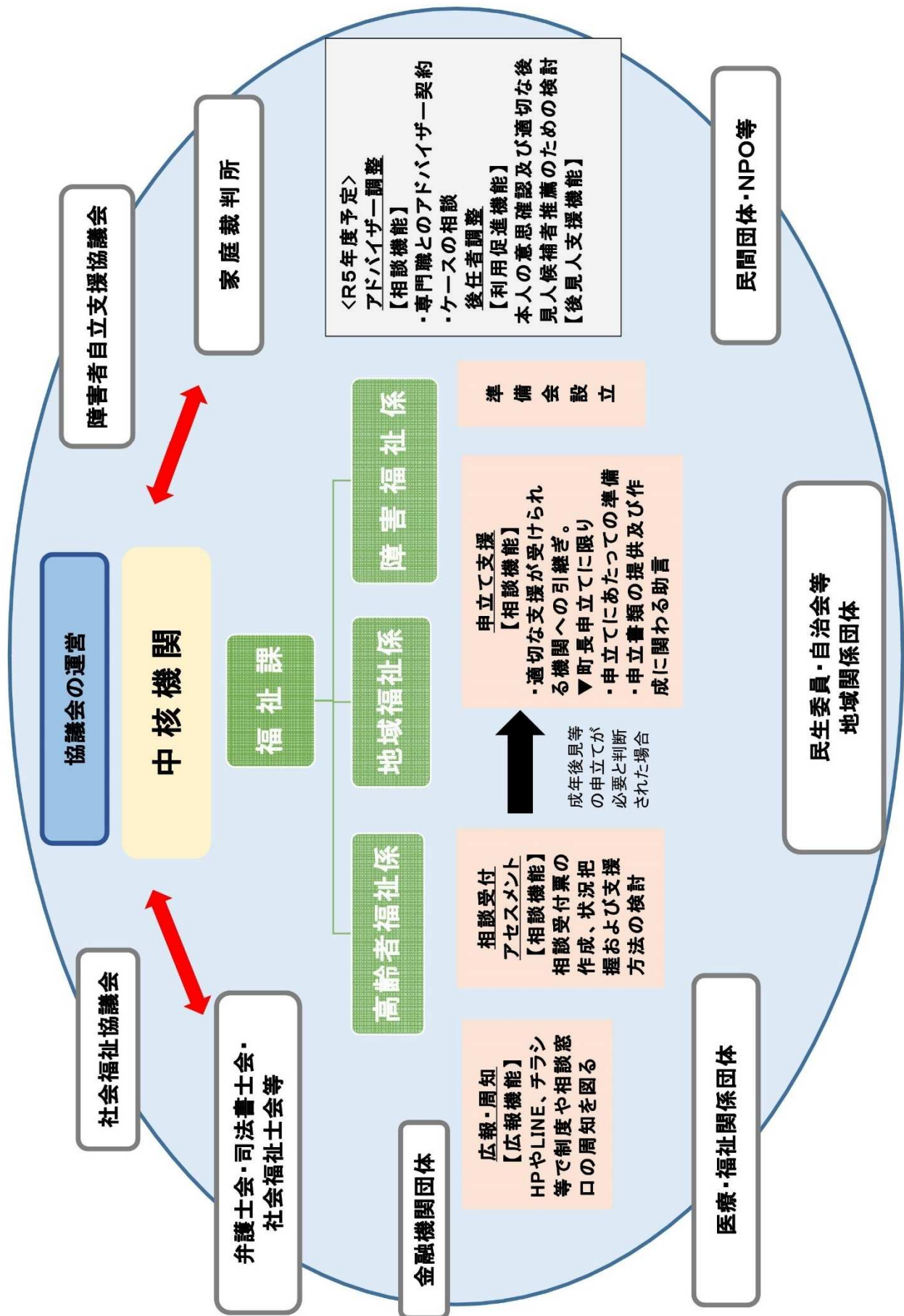
イ) 相談機能

ウ) 成年後見制度利用促進機能

エ) 後見人支援機能

これらについて、段階的・計画的に整備を進めます。

【本町中核機関及び地域連携ネットワークイメージ図】



(4) 今後の展望(中核機関やネットワーク機能の段階的な運用)

令和3年度の中核機関設置準備において「中核機関設置要綱の作成」に取り組みます。令和4年度は、「中核機関の機能整備・地域連携ネットワークに向けた体制構築」、「協議会設置要綱の作成」を行い、中核機関における成年後見制度利用促進の実施と、地域連携ネットワーク実施に向けた準備を行います。

令和5年度には、「中核機関における利用促進機能・後見人支援機能の拡充」を行うとともに、「協議会の設置」により、地域連携ネットワークをスタートさせます。

R3年度：成年後見利用促進計画策定

中核機関設置要綱作成

R4年度：協議会設置準備会設立（中核機関の機能整備・地域連携ネットワークに向けた体制構築）

協議会設置要綱作成

R5年度：中核機関における利用促進機能・後見人支援機能の拡充

協議会設置

第6章 計画推進のために

1. 包括的・重層的支援体制構築のために

地域福祉の推進においては、一人ひとりの複雑化・複合化した困り事や生活課題に対して、庁内の分野を越えた横断的連携による支援が必要であり、包括的・重層的支援体制の構築が課題となっています。支援の入り口である相談支援では、町の包括的相談支援体制と社会福祉協議会のアウトリーチ等の相談支援が一体となり、身近な地域での相談を強化し、誰一人取り残さない支援を行うように図ります。

さらに、体制の構築にあたっては、一人ひとりに必要とされている支援が届くように、属性(対象者)を越えた事業展開が必要となるため、包括的・重層的支援についての全庁的な理解・啓発とあらゆる情報を共有しながら連携する体制づくりを推進します。

また、福祉関係機関や企業等とも連携し、それぞれの組織ができることを結集した支援ネットワークをつくり、多機関多職種連携のもとに推進することが必要です。町内組織の福祉活動状況等の情報入手・共有をしながら、多機関・多職種との連携体制構築を目指します。

2. 町と社会福祉協議会との緊密な連携

本計画を推進するにあたっては、町と社会福祉協議会が緊密に連携しあい、方向性を共有しながら各種施策・事業の展開を行います。特に、地域自ら地域生活課題を解決していく「地域支えあいの仕組み」構築においては、これまで町が実施してきた高齢者福祉分野における各自治会での「地域プラン」作成の取り組みを活かしながら、生活支援コーディネーターや社会福祉協議会のコミュニティソーシャルワーカーが地域支援と個別支援両面で関わり、全てのライフステージ、全ての属性を対象とした支えあいの体制構築に努めます。

3. 計画の普及・啓発

地域福祉の推進については、行政や社会福祉協議会といった関係機関のみが取り組むものではなく、地域が主体となり、また町民が主体となって参加し、展開されることが理想です。

本計画の理念や目指す方向性、各種取り組みについて町民への広報及び普及啓発を行うとともに、「地域共生社会」について理解・啓発を行い、「町民の役割」や「地域の役割」を認識し、一人ひとりが小さなことからでも地域活動や支えあいの取り組みに参加していただけるように努めます。

また、町民一人ひとりのほか、地域団体、福祉サービス事業所等、NPO法人、町内企業、社会福祉法人といった、町内で活動をする組織に対しても計画の普及・啓発を行うとともに、町の地域情報等を発信し、地域福祉や地域共生社会についての理解及び地域福祉活動への参加促進を図ります。

町の行政職員に対しても「地域福祉」や「共生社会の実現」、「包括的相談支援」、「重層的支援」などの内容及び本計画の趣旨と各施策の周知・理解を図り、職員一人ひとりが町民の相談事に寄り添い、必要とされている支援へつないでいけるように、資質向上を図ります。

4. 新型コロナウイルス等の感染症対策について

地域参加や支えあい活動、交流機会、講座への参加など、地域福祉を推進する上で、人と人とがふれあう機会が必要であり、今般の新型コロナウイルスによるパンデミック下では、様々な活動が中止となり、家にこもることによる孤立や高齢者の身体機能低下など、新たな課題も浮き彫りとなっています。

計画推進にあたっては、できるだけ取り組みが停滞しないよう、パンデミックのような感染症蔓延時における予防対策の徹底のほか、町が実施する福祉関係の講座や研修、講演会、そのほか各種事業においては、国が示す感染症対策を徹底するとともに、リモート等 I C Tを活用した参加も可能な限り実施できるように進めます。

また、介護保険サービス事業所や障害福祉サービス事業所、教育・保育施設などにおける、新型コロナウイルス等の感染症予防対策徹底を促すとともに、予防対策が講じられているか定期的に確認します。

5. 計画の進行管理

本計画を推進にあたっては、計画推進担当課はもとより、行政内の横の連携が不可欠です。特に、地域福祉の両輪である社会福祉協議会とは定期的に連携会議を開催するなど、密接な関係を構築する必要があります。

また、本計画の各施策の実施状況の進行管理を行うため、実務者会議を開催し進捗状況の共有や方向性の確認を行いつつ、令和6年度に中間評価を実施し、「地域福祉計画審議会」に進捗状況を報告し、その提言を受け各施策に反映させていきます。

資料 1 北谷町の地域福祉に関する現況

1. 人口及び世帯

(1) 人口の推移

令和 3 年の北谷町の人口(外国人含む)は、28,916 人となっています。平成 30 年(29,174 人)まで増加で推移していたものの、その後は横ばいで推移しています。

令和 3 年の行政区別にみると、人口が最も多いのは上勢区の 4,018 人、次いで宮城区の 3,844 人、桑江区の 3,390 人と続いています。逆に最も人口が少ないのは北玉区の 979 人となっており、上勢区と比較すると人口規模で約 4.1 倍の違いがあります。

■総人口

単位：人

	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年	令和 3 年
町全体	27,775	28,299	28,593	28,838	29,034	29,098	29,174	28,913	28,832	28,916
上勢区	4,116	4,202	4,202	4,199	4,071	4,074	4,011	4,080	4,069	4,018
桃原区	1,909	1,927	1,966	1,984	2,000	1,985	1,969	1,936	1,880	1,864
栄口区	2,771	2,794	2,758	2,742	2,750	2,737	2,854	2,848	2,912	2,919
桑江区	3,274	3,317	3,321	3,282	3,415	3,454	3,421	3,362	3,370	3,390
謝苺区	2,367	2,322	2,277	2,218	2,220	2,148	2,144	2,079	2,095	2,045
北玉区	1,066	1,086	1,126	1,106	1,062	1,037	1,024	998	975	979
宇地原区	1,221	1,206	1,210	1,220	1,191	1,180	1,157	1,124	1,084	1,084
北前区	2,510	2,649	2,681	2,803	2,929	2,890	3,005	3,007	3,062	3,140
宮城区	4,192	4,243	4,214	4,198	4,209	4,161	4,145	3,992	3,914	3,844
砂辺区	2,676	2,740	2,881	2,916	2,843	2,903	2,833	2,845	2,826	2,859
美浜区	1,673	1,813	1,957	2,170	2,344	2,529	2,611	2,642	2,645	2,774

※外国人含む

資料：住民基本台帳(各年 3 月末)

(2) 児童数

令和 3 年の北谷町の児童数(外国人含む)は、6,204 人となっており、近年は減少傾向となっています。

0～5 歳(就学前児童)は、平成 27 年以降減少傾向、6～11 歳(小学生)は、平成 29 年から減少傾向で推移しております。

12～14 歳(中学生)と 15～17 歳(高校生)は、横ばい傾向となっています。

■児童数

単位：人

	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年	令和 3 年
18 歳未満	6,412	6,475	6,451	6,458	6,453	6,368	6,251	6,214	6,204
0～5 歳(就学前児童)	2,000	2,102	2,086	2,078	2,032	2,044	1,999	1,981	1,982
6～11 歳(小学生)	2,158	2,145	2,123	2,157	2,211	2,169	2,152	2,141	2,122
12～14 歳(中学生)	1,128	1,139	1,141	1,121	1,090	1,062	1,020	1,039	1,047
15～17 歳(高校生)	1,126	1,089	1,101	1,102	1,120	1,093	1,080	1,053	1,053

※外国人含む

資料：住民基本台帳(各年 3 月末)

(3) 地域別世帯数の推移

令和3年の北谷町の世帯(外国人世帯も含む)は、12,480世帯となっています。平成30年(12,238世帯)まで増加で推移していたものの、その後は横ばい、令和3年には増加傾向にあります。

令和3年の行政区別にみると、世帯が最も多いのは宮城区の1,645世帯、次いで上勢区の1,590世帯、北前区の1,574世帯と続いています。逆に最も世帯が少ないのは北玉区の427人となっており、宮城区と比較すると人口規模で約3.8倍の違いがあります。

■世帯数

単位：世帯

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年
町全体	10,704	11,081	11,330	11,585	11,848	12,017	12,238	12,233	12,313	12,480
上勢区	1,451	1,504	1,521	1,533	1,527	1,553	1,539	1,583	1,582	1,590
桃原区	700	717	737	754	754	745	750	741	736	755
栄口区	1,047	1,071	1,061	1,073	1,076	1,089	1,134	1,142	1,178	1,198
桑江区	1,165	1,205	1,204	1,202	1,279	1,306	1,324	1,323	1,353	1,371
謝苅区	937	926	917	914	925	908	909	900	899	882
北玉区	422	435	446	447	431	426	430	423	425	427
宇地原区	520	525	534	542	533	534	522	512	506	501
北前区	1,143	1,219	1,270	1,320	1,399	1,383	1,483	1,477	1,509	1,574
宮城区	1,618	1,647	1,656	1,666	1,693	1,683	1,694	1,659	1,642	1,645
砂辺区	1,048	1,093	1,164	1,204	1,194	1,247	1,245	1,248	1,240	1,242
美浜区	653	739	820	930	1,037	1,143	1,208	1,225	1,243	1,295

※外国人世帯も含む

資料：住民基本台帳(各年3月末)

(4) 人口動態

令和2年度の人口動態をみると、自然動態では76人の自然増となっており、社会動態では138人の社会減となっています。

自然動態では、増加となっていますが、平成28年度を境に増加数は減少しています。

社会動態では、平成26年度と平成27年度のみ増加となりますが、減少となる年が多い状況にあります。

■人口動態

単位：人

		平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
自然動態	自然増加	140	141	165	123	110	55	76
	出生	320	333	364	343	334	278	293
	死亡	180	192	199	220	224	223	217
社会動態	社会増加	156	90	-69	-59	-266	-240	-138
	転入	2,018	1,969	1,988	1,947	1,844	1,851	1,856
	転出	1,862	1,879	2,057	2,006	2,110	2,091	1,994

※外国人含む(転入にはその他記載、転出にはその他消除を含む)

資料：住民基本台帳(毎年1月～12月集計)

2. 高齢者の状況

(1) 高齢化の現状

行政区別に見ると、北玉区が 27.6% で最も高く、次いで、宇地原区が 26.2%、桑江区が 25.1%、宮城区が 24.6%、謝苺区が 24.4%、栄口区が 22.4% と続きます。

また、高齢者の独居率は、謝苺区が 36.5% で最も高く、次いで、宇地原区が 35.3%、美浜区が 30.7%、砂辺区が 30.3%、北前区が 30.0 と 5 地区が 30% を超えています。

■行政区別高齢者人口

単位：人、%

行政区名	行政区別人口	65 歳以上人口	高齢化率 (%)	独居高齢者数			独居率 (%)
				男性	女性	合計	
上勢区	4,023	788	19.6	65	97	162	20.6
桃原区	1,902	352	18.5	27	56	83	23.6
栄口区	2,938	659	22.4	49	120	169	25.6
桑江区	3,403	854	25.1	83	123	206	24.1
謝苺区	2,075	507	24.4	64	121	185	36.5
北玉区	964	266	27.6	25	52	77	28.9
宇地原区	1,092	286	26.2	37	64	101	35.3
北前区	3,090	426	13.8	48	80	128	30.0
宮城区	3,848	947	24.6	53	139	192	20.3
砂辺区	2,846	465	16.3	58	83	141	30.3
美浜区	2,677	332	12.4	26	76	102	30.7
合計	28,858	5,882	20.4	535	1,011	1,546	26.3

令和 2 年 9 月 30 日現在

※老人ホーム等施設入所者及び外国人登録者を含みます。

※独居率は、65 歳以上高齢者における比率です。

(2) 老人クラブ

老人クラブの加入者数は年々減少しており、平成 26 年度は 1,562 人でしたが、令和 2 年度には 1,326 人と、200 人以上減っています。なお、自治会ごとにみると、宮城区、美浜区、北前区の「北前区ちやたんクラブ」の 3 クラブは増加しています。

■各老人クラブ会員数

単位：人

NO	自治会名	クラブ名	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 1 年度	令和 2 年度
1	上勢区	上勢区老人クラブ	185	185	179	179	176	167	156
2	桃原区	桃原区英進会	129	129	126	126	126	119	120
3	栄口区	栄口区老人栄寿会	174	180	161	162	156	149	140
4	桑江区	桑江区若松会	234	220	220	221	217	210	197
5	謝苺区	謝苺区老人クラブ	116	98	90	90	92	88	80
6	北玉区	北玉区老人クラブ	127	99	80	80	70	68	53
7	宇地原区	宇地原区老人クラブ	152	134	119	119	114	105	88
8	北前区	北前区緑寿会	82	78	73	73	71	65	62
		北前区ちやたんクラブ	38	33	52	52	53	51	55
9	宮城区	宮城区老人クラブ百歳会	127	141	161	162	179	195	185
10	砂辺区	砂辺区老人クラブ	147	136	133	133	123	119	109
11	美浜区	美浜区願寿クラブ	51	61	62	68	68	77	81
	合計		1,562	1,494	1,456	1,465	1,445	1,413	1,326

3. 自治会加入率

行政区別加入率をみると、最も加入率が高いのが栄口区で 55.2%、これに対して最も低いのが北前区で 20.4%となっており、地区で加入率に最大 2.7 倍の差があります。

■行政区別自治会加入率

単位：世帯

	住民登録世帯数	自治会加入世帯数	加入率
北谷町全体	12,397	5,166	41.7%
上勢区	1,583	735	46.4%
桃原区	753	368	48.9%
栄口区	1,187	655	55.2%
桑江区	1,382	558	40.4%
謝苺区	884	392	44.3%
北玉区	421	231	54.9%
宇地原区	509	280	55.0%
北前区	1,546	315	20.4%
宮城区	1,639	831	50.7%
砂辺区	1,223	327	26.7%
美浜区	1,270	474	37.3%

令和 2 年 11 月末現在

4. 自主防災組織の状況

令和2年度における自主防災組織数は8カ所となっており、11行政区に対して組織率は72.7%となっています。平成24年度の4カ所から着実に組織化が進んでいます。

■自主防災組織の組織率及び結成数

	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
合計組織数	4	4	4	4	4	6	7	8	8
組織率	36.4%	36.4%	36.4%	36.4%	36.4%	54.5%	63.6%	72.7%	72.7%

5. 外国人住民の状況

町の外国人登録者は、令和3年では790人で町民の2.7%となっています。

国別に見ると、アメリカ、フィリピンが特に多いです。そのほか、中国、ブラジル、韓国が比較的多くなっています。

■外国人登録者の状況

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
	町総人口：29,207人 総外国人数：686人 外国人割合：2.3%	町総人口：29,117人 総外国人数：735人 外国人割合：2.5%	町総人口：28,957人 総外国人数：784人 外国人割合：2.7%	町総人口：28,858人 総外国人数：786人 外国人割合：2.7%	町総人口：29,016人 総外国人数：790人 外国人割合：2.7%
1	米国 205人 29.9%	米国 206人 28.0%	米国 190人 24.2%	米国 200人 25.4%	米国 193人 24.4%
2	フィリピン 133人 19.4%	フィリピン 140人 19.0%	フィリピン 155人 19.8%	フィリピン 177人 22.5%	フィリピン 181人 22.9%
3	ブラジル 56人 8.2%	中国 62人 8.4%	中国 76人 9.7%	中国 75人 9.5%	ブラジル 77人 9.7%
4	中国 52人 7.6%	ブラジル 59人 8.0%	ブラジル 66人 8.4%	ブラジル 74人 9.5%	中国 64人 8.1%
5	韓国 42人 6.1%	韓国 47人 6.4%	韓国 58人 7.4%	韓国 53人 6.7%	韓国 51人 6.5%
6	台湾 35人 5.1%	台湾 43人 5.9%	ベトナム 41人 5.2%	ネパール 26人 3.3%	ネパール 26人 3.3%
7	ネパール 18人 2.6%	ベトナム 23人 3.1%	台湾 30人 3.8%	インド 21人 2.7%	インド 24人 3.0%
8	タイ 17人 2.5%	インド 22人 3.0%	ネパール 27人 3.4%	台湾 18人 2.3%	タイ 20人 2.5%
9	英国 12人 1.7%	ネパール 18人 2.4%	インド 22人 2.8%	タイ 17人 2.2%	英国 15人 1.9%
10	ベトナム 11人 1.6%	タイ 16人 2.2%	タイ 20人 2.6%	ベトナム 14人 1.8%	台湾／ペルー 14人 1.8%
	その他 105人 15.3%	その他 99人 13.5%	その他 99人 12.6%	その他 111人 14.1%	その他 125人 15.8%

各年9月末現在

資料2 北谷町地域福祉推進計画基礎調査業務報告書より

1. 北谷町福祉にかかわる町民アンケート調査結果より（令和元年度実施）

地域福祉計画策定の基礎資料とするため、町民の福祉に関する意識や地域福祉への参加状況、地域福祉に期待することなどを把握する町民アンケート調査を実施しました。

①対象者

北谷町に住む18歳以上の方3,000人

②調査期間

令和元年11月から令和2年1月初旬

③調査方法及び回収数

調査方法：郵送による配布及び回収

対象者数：3,000件

配布総数：2,964件（宛先不明を除く）

回収数：744件（回収率25.1%）

④町民の声（アンケート調査より）

家族構成	「親子(二世帯)」が46.2%でもっとも高い。特に20～40代で60%程度占める。 「夫婦のみ」が22.3%、年齢別では「70代」が多く43%。 「一人暮らし」は12.9%、年齢別では「60代」が20.1%、「70代」が14.1%
住宅の形態	「持家(一戸建て)」が57.8%、「借家(アパート等)」が22.3%で比較的高い。 多くの地区で「持家(一戸建て)」が60%前後の割合を占めているが、美浜区では27.9%で最も低い。 「借家(アパート)」は北前区が38.1%で最も高く美浜区、桃原区、桑江区は25%前後を占める。美浜区ではマンションが19.7%。
居住年数	「20年以上」が62.6%でもっとも高い。特に高いのは、栄口区、謝荊区、北玉区の75%程度、最も低いのは美浜区で34.4% 「1年未満」「1～3年未満」「3～5年未満」は年代が高いほど割合は低い。 「5年未満」は、美浜区が31.1%で最も高く、砂辺区18%、北前区17%が比較的高い。
住みやすさ	「住みよい」が82.9%、年代別に見ても、70代以上の78%を除き、全て80%を超えている。特に20代は89.4%を占める。 地区別では、上勢区、桃原区、謝荊区、北玉区、美浜区が90%前後を占めて高い。 低い地区は、宇地原区の60.7%、宮城区、砂辺区の78%である。
悩みや不安	「老後の生活や介護に関すること」49.9%、「自分の健康に関すること」46.0%、 「家族の健康に関すること」42.9%。また、年代が上がると、多くの不安を抱える傾向にある。

自治会	自治会加入率 58.7% 謝荊区 68.6%、上勢区 67.7%、栄口区 67.1%、宮城区 66.1% が特に高い。低い地区は、北前区 39.7%、宇地原区 50.0%、桑江区 51.3%、砂辺 52.5%。 住宅の形態別：「加入している」は「持ち家(一戸建て)」が 78.4%。「借家(アパート)」では加入率が 13.3%。マンションは 36.8% 居住年数別：「加入している」は居住年数が長くなるほど加入率があがる。 「20 年以上」73%、「10～20 年未満」43.7%、「1～5 年未満」26.5%、「1 年未満」13.0%。
手伝ってほしいこと	手伝ってほしいこと、手伝っても良いこと、ともに、「災害時の手助け」や「安否確認の声かけ」が高くなっている。
ボランティア	参加している：13.4% 以前は参加していた：13.2% 年代が上がると参加率も高い。10 代から 40 代までは 10%未満、60 代と 70 代以上が 20%前後。 地区別では、北玉区 21.1%、宇地原区 17.9%、栄口 17.1%が比較的高い。
ボランティアに参加しない理由	「時間的な余裕がない」が 26.5%、「自分の生活で精いっぱい」が 24.1%、「どこでどんな活動をしているかわからない」が 22.0%
福祉のまちづくりで必要なこと	「高齢者、ひとり親家庭、障害のある方への支援」65.1%（各年代高い） 「一人暮らし高齢者などの見守り活動」48.7%（年代が上がると高い） 「災害時の一人で非難が困難な方への避難支援」46.1%（各年代同程度） 「子育て支援」46.0%（若い年代で高い）

2. 自治会長へのヒアリングより

地域福祉計画策定の基礎資料とするため、地域コミュニティの基盤となる自治会に対して、ヒアリングを行いました。主な声は以下のとおりです。

①自治会長の声

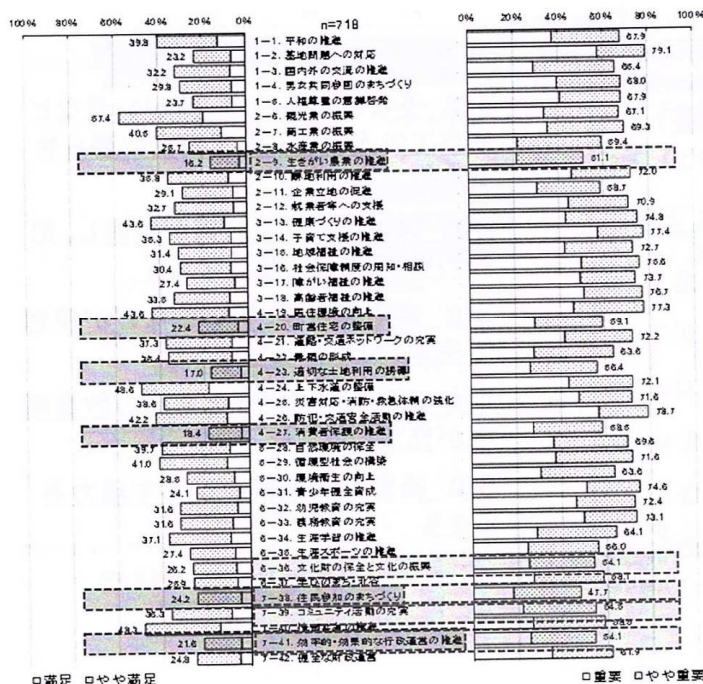
自治会活動等について	・自治会と行政は、介護保険(高齢者福祉)の地域包括ケアシステムの構築に向け、緊密な関係が構築されている。 ・高齢者福祉分野では、町内 11 地区で「地区プラン」を作成し、各地区の課題や特性を踏まえた活動を行っている。 ・地域が自らニーズをとらえ、地域活動を展開している。活動にも地区ごとの個性が見られる。 ・活動の維持及び担い手の確保等が必要となっている。
地域の課題について	・北谷町は年々地価が上昇、町出身者でも住宅の確保が難しい状況にある。近年は転出が転入を上回っている。 ・自治会加入率が経年的に低下傾向にある。 ・自治会加入率低下の中で、地域のつながりをどのように維持し、新たにつながるをどのように構築するか課題となっている。 ・自治会活動において、働き盛りや子育て世代(30～50 代)など、関わりが少ない年齢層がある。 ・活動主体の高齢化等に伴い、班長(リーダー)確保が多くで課題となっている。 ・地域福祉は、全ての町民が対象であり、自治会に加入していない町民のニーズ把握や地区でのつながりの作り方、支えあいの仕組みづくりなどが課題となる。

資料3 「北谷町の未来を考えるまちづくりアンケート調査」結果より

第6次北谷町総合計画の策定において実施した「北谷町の未来を考えるまちづくりアンケート調査」では、まちづくりについての満足度と重要度を調査しました。

重要度が低い施策では、「町民参加のまちづくり」や「コミュニティ活動の充実」という回答が上位となっており、現状として、町民の地域参加や地域活動への関心が低いことがわかりました。町民が、地域参加や地域活動が重要と感じられるように、取り組みを検討する必要があります。

アンケートにみる町民ニーズ(満足度と重要度)



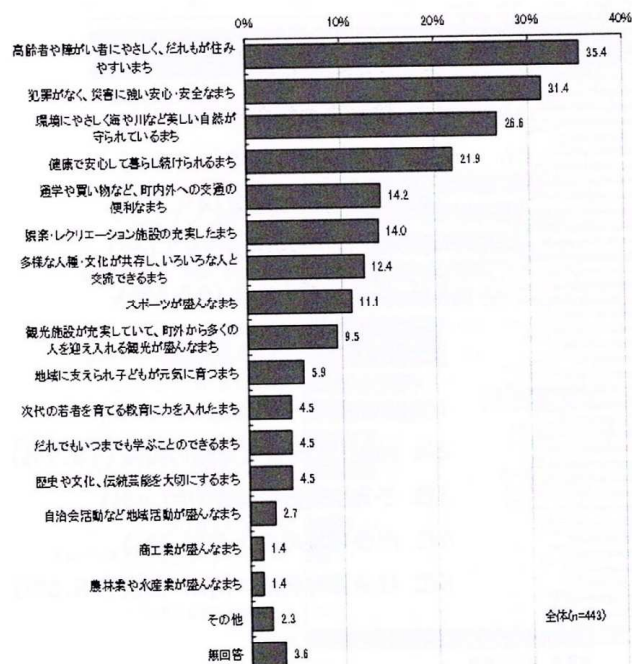
満足度が低い施策

- 1位 生きがい農業の推進(16.2%)
- 2位 適切な土地利用の誘導(17.0%)
- 3位 消費者保護の推進(18.4%)
- 4位 効率的・効果的な行政運営の推進(21.6%)
- 5位 町営住宅の整備(22.4%)

重要度が低い施策

- 1位 住民参加のまちづくり(47.7%)
- 2位 生きがい農業の推進(51.1%)
- 3位 文化財の保全と文化の振興(54.1%)
- 3位 効率的・効果的な行政運営の推進(54.1%)
- 5位 コミュニティ活動の充実(54.5%)

アンケートにみる高校生のニーズ(今後のまちづくり)



今後のまちづくりへの要望

- 1位 高齢者や障がい者にやさしく、誰もが住みやすいまち
- 2位 犯罪がなく、災害に強い安心・安全なまち
- 3位 環境にやさしく海や川など美しい自然が守られているまち
- 4位 健康で安心して暮らし続けられるまち
- 5位 通学や買い物など、町内外への交通の便利なまち

資料4 用語の解説

あ行

アウトリーチ

援助が必要であるにもかかわらず、自発的に申し出をしない人々に対して、積極的に働きかけて支援の実現をめざすこと。訪問支援。

LGBT

Lesbian(レズビアン、女性同性愛者)、Gay(ゲイ、男性同性愛者)、Bisexual(バイセクシュアル、両性愛者)、Transgender(トランスジェンダー、性別越境者)の頭文字をとった単語で、セクシュアル・マイノリティ(性的少数者)の総称のひとつ。

か行

クーリングオフ

いったん契約の申し込みや契約の締結をした場合でも、契約を再考できるようにし、一定の期間であれば無条件で契約の申し込みを撤回したり、契約を解除したりできる制度。

権利擁護

疾病や障害のため、自らの権利や介護、援助のニーズを表明することが困難な人に代わって、その権利やニーズ表明を行うこと。また、弱い立場にある方の人権侵害(虐待や財産侵害など)を防ぐこと。

コミュニティ・スクール

学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るための有効な仕組み。学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていくことができる。

コミュニティソーシャルワーカー

地域において支援を必要とする町民に対して、地域とのつながりや人間関係など本人を取り巻く環境を大切にした支援を行う相談員。

さ行

ジェンダー

生まれる前に決定されている生物学的な性「セックス(sex)」に対して、社会的・文化的に形成された性差のことをいいます。また、「女だから」「男だから」や「男は仕事、女は家庭」などのように男女別に期待される役割やイメージのこと。

社会福祉協議会

社会福祉法に「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と規定され、社会福祉法人として中立性・公共性が高く、民間組織として地域福祉活動を行う組織。

重層的支援体制整備事業

市町村における既存の相談支援等の取り組みを活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業を創設するもの。

成年後見制度

認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が低下した方々の財産管理や契約行為等をサポートする制度。本人の状態にあわせて「後見」「保佐」「補助」に分類し、本人を保護する。

生活支援コーディネーター

高齢者の生活支援・介護予防の基盤の整備を進めていくことを目的とし、地域において生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネートを行う。（介護保険事業による）

た行

ダイバーシティ

直訳すると多様性を意味する。集団において年齢、性別、人種、宗教、趣味嗜好などさまざまな属性の人が集まった状態のこと。もともとは人権問題や雇用機会の均等などを説明する際に使われていたが、現在では多様な人材を登用し活用することで、組織の生産性や競争力を高める経営戦略として認知されている。

地域支えあい活動委員会

自治会において、町民同士で気になる事を話しあい、自らの力で解決できるようにする地域力を強化し、地域が主役の活動を行うための会議体。

な行

日常生活自立支援事業

認知症や知的障がい等で判断能力が不十分な方の福祉サービスの利用援助や、日常的な金銭管理・重要書類等の預かり・保管などの支援を行い、権利擁護を図る事業。

は行

バリアフリー

障がい者等が社会生活をしていく上で障壁(バリア)となるものを除去(フリー)するという意味。もともとは、建築用語として登場し、建物内の段差の解消など物理的障壁の除去という意味合いが強いが、本計画では、障がい者の社会参加を困難にしている物理的、社会的、制度的・心理的なすべての障壁(バリア)を除去するという意味で用いている。

避難行動要支援者

災害時に自力での避難が難しく、第三者の手助けが必要な高齢者、障がい者、難病患者などの災害弱者。2014年(平成26)4月に施行された改正災害対策基本法で、避難行動要支援者の避難を迅速・円滑に進め、命の危険から守る支援制度がスタートした。かつては「災害時要援護者」とよばれた。

ファミリーサポートセンター

「子育ての応援をしてほしい人(おねがい会員)」と「子育てのお手伝いできる人(サポート会員)」が会員登録し、相互援助による支えあい・たすけあいを行う会員組織。

ボランティアセンター

ボランティア活動を希望する方を登録し、ニーズにあわせて斡旋するとともに、ボランティア活動の振興をめざした各種養成講座や研修会の実施などに取り組む機関。

ボランティアプラットフォーム

ボランティアに関心のある方や参加されている方が集い、情報提供・交流を行う場。

ま行

マイノリティ

「少ないこと」および「少数派」という意味の語である。とりわけ社会的に少数派と位置付けられる人々(マイノリティグループ)を指す意味で用いられることが多い。

みつばちてちょう

高齢者の方が、北谷町で安心して楽しみながら自立した暮らしを続けていくために、少し手助けが必要な時に、高齢者にやさしいお店が記載されている手帳。

民生委員・児童委員

民生委員法に基づき各市町村に配置された民間奉仕者(無報酬のボランティア)。町民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、また適切な支援やサービスへの「つなぎ役」の役割を果たしている。

や行

ヤングケアラー

家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートを行っている 18 歳未満の子どもをいう。

ユニバーサルデザイン

ユニバーサル＝普遍的な、全体の、という言葉が示しているように、「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障がいの有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすることをいう。

わ行

「我が事・丸ごと」

- ・我が事＝隣近所の他人事を「我が事」と思って捉え行動する。
- ・丸ごと＝困りごと等について、縦割りではなく分野を超えて「丸ごと」捉え、総合的な相談や支援を行う。

資料5 北谷町地域福祉計画審議会規則

令和2年3月23日

規則第7号

(趣旨)

第1条 この規則は、北谷町附属機関設置条例（平成20年北谷町条例第22号）第3条の規定に基づき、北谷町地域福祉計画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 北谷町地域福祉計画の策定に関すること。
- (2) 北谷町地域福祉計画の見直しに関すること。
- (3) その他北谷町地域福祉計画に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 社会福祉関係者
- (2) 地域団体関係者
- (3) 学識経験者又はこれに準ずる者
- (4) その他町長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

- 2 会長は、審議会の会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 審議会において必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めてその意見又は説明

を聴くことができる。

(秘密の保持)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(報酬及び費用弁償)

第9条 委員の報酬及び費用弁償は、北谷町特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成20年北谷町条例第17号）の定めるところによる。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、住民福祉部福祉課において処理する。

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

資料6 北谷町地域福祉計画・地域福祉活動計画審議会委員名簿

	委員氏名	役職名	種別	分野
1	上地 武昭	おきなわ地域福祉研究会会長 沖縄大学名誉教授	学識経験者	地域福祉
2	久根次 薫	沖縄県社会福祉協議会 地域福祉部長	社会福祉関係者	地域福祉
3	名嘉 泰	沖縄県就職・生活支援パーソナルサポートセンター中部 所長	社会福祉関係者	生活困窮分野 (外国人含む)
4	津波古 悟	沖縄県相談支援体制整備事業 中部圏域アドバイザー	社会福祉関係者	障害分野
5	清水 早苗	北谷町更生保護女性会 会長	社会福祉関係者	更生保護
6	高宮城 克	社会福祉法人 高洋会 理事長	社会福祉関係者	高齢者/社会福祉法人
7	大城 悦子	沖縄県マザーズスクウェア ゆいはあと中部 統括責任者	社会福祉関係者	ひとり親/子ども
8	島袋 艶子	北谷町自治会長連絡協議会 栄口区自治会長	地域団体	地域
9	岡村 悦子	北谷町自治会長連絡協議会 美浜区自治会長	地域団体	地域
10	国場 勝子	北谷町民生委員・児童委員協議会 会長	地域団体	民生委員・児童委員
11	玉城 清松	北谷町老人クラブ連合会 会長	地域団体	高齢者
12	上田 千華	北谷町子供会育成連絡協議会 会長	地域団体	子供会
13	荻堂 盛臣	北谷町商工会 事務局長	地域団体	商工会/民間事業所
14	仲村 將義	北谷町教育委員会 スクールソーシャルワーカー	その他町長が認める者	教育

資料 7 北谷町地域福祉計画策定委員会設置要綱

令和 2 年 3 月 23 日

訓令第 6 号

改正 令和 3 年 7 月 27 日訓令第 9 号

(設置)

第 1 条 北谷町地域福祉計画の策定事務を円滑に推進するため、北谷町地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 北谷町地域福祉計画の策定及び見直しに関すること。
- (2) その他北谷町地域福祉計画の推進に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は副町長をもって充て、副委員長は住民福祉部長をもって充てる。
- 3 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(意見の聴取等)

第 5 条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(作業部会)

第 6 条 委員会の審議事項又は委員長から求められた事項について調査、検討及び調整をするため、委員会に作業部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

- 2 部会員は、次の各号に掲げる者をもって組織する。
 - (1) 町職員のうち委員長が選任する者
 - (2) 町内福祉団体関係者のうち、北谷町社会福祉協議会から推薦のあった者
- 3 部会に部会長及び副部会長を置き、部会員の互選によりこれを定める。
- 4 部会長は、部会を招集し、会議の議長となる。

(庶務)

第 7 条 委員会及び部会の庶務は、住民福祉部福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年訓令第9号）

この訓令は、公表の日から施行する。

別表（第3条関係）

役職名
副町長
住民福祉部長
総務部長
建設経済部長
上下水道部長
教育部長
基地・安全対策課長
町長室長
企画財政課長
子ども家庭課長
保健衛生課長
経済振興課長
都市計画課長
学校教育課長
社会教育課長

資料 8 北谷町地域福祉計画策定委員会委員名簿

	委 員 氏 名	役 職 名	備考
1	神山 正勝	副町長	委員長
2	知念 喜忠	住民福祉部長	副委員長
3	岸本 満	総務部長	
4	根間 朝弘	建設経済部長	
5	佐久本 盛正	上下水道部長	
6	玉那覇 修	教育委員会教育部長	
7	金城 睦彦	基地・安全対策課長	
8	伊波 孝規	町長室長	
9	仲松 明	企画財政課長	
10	与儀 司	子ども家庭課長	
11	稲嶺 盛和	保健衛生課長	
12	久田 友一	経済振興課長	
13	田仲 康児	都市計画課長	
14	大桝 勝彦	教育委員会学校教育課長	
15	仲地 桃子	教育委員会社会教育課長	

事務局

北谷町福祉課	北谷町社会福祉協議会
花城 可津人 高原 充江 宮城 沙央里	崎原 尚美 照屋 源也 川満 良樹

資料 9 諮問書

北福 3 第 5 7 9 0 号
令和 3 年 1 2 月 1 7 日

北谷町地域福祉計画審議会 会長 様

北谷町長 渡久地 政志

北谷町地域福祉計画・地域福祉活動計画について（諮問）

北谷町地域福祉計画審議会規則第 2 条の規定に基づき、北谷町地域福祉計画・地域福祉活動計画について、貴審議会の意見を求めます。

北谷町地域福祉計画・地域福祉活動計画（案） 別紙のとおり

資料 10 答申書

北 地 審 第 1 号
令和4年1月18日

北谷町長 渡久地 政志 様

北谷町地域福祉計画審議会
会 長 上地 武昭

北谷町地域福祉計画・地域福祉活動計画について（答申）

令和3年12月17日付北福3第5790号で諮問のあったこのことについては、北谷町地域福祉計画審議会において審議を重ねた結果、原案に同意します。なお、附帯意見は下記のとおりです。

記

附帯意見

本計画を実効性のあるものとするため以下の意見を付する。

- 1 基本理念にあるように、いろいろな状況にある多様な人々が、きかけあい、つながりあい、ささえあいを紡いでいけるよう、地域と各分野が連携し地域福祉の気風づくりに取り組むこと
- 2 行政及び社会福祉協議会は、町民をはじめ自治会、民生委員・児童委員、民間事業者、NPO、ボランティア団体等と連携しつつ適切なサポートを行い、協働によって地域で安心して支え合える仕組みの構築に向けて取り組むこと
- 3 必要な人に必要な支援が届くよう、庁内各分野、社会福祉協議会及び関係機関で連携して対応できる体制の整備に取り組むこと
- 4 災害時に備え、避難所運営委員会（仮）の設置について検討すること
- 5 災害時ボランティアセンターの設置及び避難所における福祉的視点を持ったボランティアの育成について検討すること

資料 11 北谷町地域福祉計画・北谷町地域福祉活動計画策定経過

開催日		内容
令和元年9月～令和2年3月		北谷町地域福祉推進計画基礎調査業務
令和元年11月～令和2年1月		町民アンケート
令和2年2月		社会福祉協議会ヒアリング 自治会ヒアリング（11自治会）
令和2年		新型コロナウイルス感染症の影響により策定中止
令和3年	7月27日	地域福祉計画・地域福祉活動計画作業部会 ワークショップ形式で町の地域福祉に関連する課題や対応策について意見聴取 ⇒ 意見集約 国の施策を反映させ 骨子案作成
	9月1日	第1回地域福祉計画策定委員会開催 ⇒ 骨子案について概ね了承
	11月1日	作業部会
	11月12日	作業部会
	12月1日	第2回策定委員会
	12月3日	第3回策定委員会
	12月17日	第1回地域福祉計画審議会 ・諮問
	12月21日	第2回地域福祉計画審議会 パブリックコメント（令和3年12月23日～令和4年1月22日）
令和4年	1月18日	審議会会長調整会議 ・答申
	1月24日	第4回地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会

北谷町地域福祉計画・北谷町地域福祉活動計画

令和4年3月策定

発 行 北谷町

沖縄県中頭郡北谷町字桑江 226 番地

編 集 北谷町役場 福祉課

電話：098-936-1234 （内線 2110）
